

平成20年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年3月10日(月)

議事日程(第2号)

平成20年3月10日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
15番	平山 伝 君	16番	山口 恒男 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	小林 英機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立原 正一 君
25番	生田 久夫 君	26番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	小林 啓徳 君	総務部長	川又 善行 君
政策企画部長	江幡 治 君	市民生活部長	綿引 優 君
保健福祉部長	増子 修 君	産業部長	小林 平 君
建設部長	川又 和彦 君	会計管理者	大森 茂樹 君
水道部長	西野 勲 君	消防長	篠原 麻男 君
教育次長	根本 洋治 君	福祉事務所長	高橋 正美 君
秘書課長	山崎 修一 君	総務課長	岡本 一美 君
監査委員	檜山 直弘 君		

事務局職員出席者

事務局長 大谷利行 副参事兼総務係長 吉成賢一  
次長兼議事係長 菊池武

午前10時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。  
ただいま出席議員は26名であります。  
よって、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（高木将君） 諸般の報告をいたします。2月16日付で兵庫県西宮市分銅町1の4，日本熊森協会会長森山まり子氏から、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うことなどを求める意見書提出に関する陳情が、お手元に配付してありますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 一般質問

議長（高木将君） 日程第1，一般質問を行います。  
通告順に発言を許します。

1 番木村郁郎君の発言を許します。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

1番（木村郁郎君） おはようございます。1番木村郁郎でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、大きく2項目について質問させていただきます。

初めに、新規就農者など新たな担い手による遊休農地解消のための1手段として、農地取得の際の下限面積緩和に向けての取り組みについてお伺いいたします。

新規就農者への支援対策としては、受け入れ相談窓口を市役所農政課に配置しており、市外から農業をすることを目的として本市に転入してきた方は、10名と伺っております。また、営農指導については、県農業改良普及センター、常陸太田地域就農支援アドバイザーの農業者の方々により行われております。資金面での支援についても、就農施設等資金、就農準備資金、就農研修資金の貸し付けを受けることができる体制が整備されております。

本市における遊休農地の現状については、2005年農業センサスによると691ヘクタールとなっており、解消施策、活用施策としては、現在、市、県、グリーンふるさと振興機構の連携による県北地域遊休農地解消プロジェクト、金砂郷地域放牧部会による遊休農地での牛の放牧、

水府地区の農業法人において遊休農地を活用したソバの作付，常陸太田大門地区，河内地区では活性化推進会議を組織し，農業体験事業に取り組まれているところでございます。

そして，遊休農地防止における基本的な推進計画といたしましては，農業委員会が実施する農地流動化推進事業と連携をし，地域の担い手への農地の利用集積や，定年帰農者，新規就農者の利用促進を図ることとしており，現在，成果を上げられているところでございます。

このような現状を踏まえた上で，さらに新規就農者の確保及び遊休農地の解消を図るためには，農地流動化の根本となる農地取得の際の下限面積を緩和することではないかと私は考えております。この農地取得の際の下限面積とは，耕作目的で農地の権利 所有権や賃借権などを取得する場合，その権利を取得した後の農業経営面積が一定面積に達しなければ，農地法の規定により農業委員会や都道府県知事の許可を得られない面積のことですが，地域によっては，下限面積の高さが原因となり，農地の流動化を妨げ，新規就農及び遊休農地の解消の障害となっている場合があります。ちなみに，常陸太田市内の下限面積は，常陸太田地区，金砂郷地区，里美地区旧小里村で40アール以上，水府地区，里美地区旧賀美村で30アール以上と，異なった制限面積での運用となっております。

そこで，お伺いいたします。農地取得の際の下限面積を緩和することは，農地の流動化に大きく寄与し，新規就農者など新たな担い手による遊休農地解消のための1方策となると考えますが，農地政策としての長所，短所をお示しいただいた上で，現時点でのお考えについてお聞かせください。

続いて，下限面積についての2点目です。先ほど申し上げたように，現在，常陸太田市では，常陸太田地区，金砂郷地区，里美地区旧小里村で40アール以上，水府地区，里美地区旧賀美村では30アール以上と，異なった下限面積の運用がなされているわけですが，異なっている理由，また異なっていることによる不都合，つまり，同一市内であるのに，農地の売買，贈与，交換などの所有権移転，賃貸借権の設定において基準が異なっているための不便があり，統一してほしいという市民の方々からの要望の声はありませんでしょうか。

合併後3年を経過し，合併時に作成した行政内容現況調書にも，合併後の調整課題として記載されていることでもありますので，新市の一体感の醸成の観点からも，より緩和された面積での統一が望ましいと考え，質問させていただきました。

次に，救急搬送体制についてお伺いいたします。

救急搬送に際しましては，病院が受け入れを拒否するというケースが多発しており，一昨年の奈良県では，妊婦が意識不明となり，19もの病院から受け入れを断られ，出産後に死亡するという痛ましい事件の後も，同様の事件が頻発しており，テレビ，新聞での報道を通じて社会問題となっていることはご承知のとおりでございます。国において少子化対策を重点課題として取り組んでいる中，このようなことが起こっていることは，残念なことではございません。市民の皆様の安心安全のためには，医療体制の充実，そして迅速かつ安全な救急搬送体制の構築が大切であると痛感しております。

そのような中で，当市では，北消防署に里美出張所を設置し，また今議会では，自動体外式除

細動器 A E D の小中学校，公共施設 3 2 カ所への設置，高規格救急車の更新のための予算が計上されており，救急設備の充実が図られているところでございます。そこで，救急搬送の現状について 3 点お伺いいたします。

1 点目は，平成 1 9 年の年間救急出動件数を，主な種別ごとにお聞かせください。

2 点目として，1 1 9 番通報から現場到着までに要した時間は平均どのくらいでしょうか。また，そのうち最も時間を要した事案の所要時間及び理由をお聞かせください。

3 点目として，搬送開始から病院到着までに要した時間は平均どのくらいでしょうか。そのうち最も時間を要した事案の搬送時間及び内容も，あわせてお聞かせください。

次に，救急搬送事案において，受け入れ拒否が発生したことがあるのかどうか。もしあるのであれば，その件数と内容をお聞かせください。

次に，救急搬送体制の最後になりますが，搬送事案に対する時間短縮のために，市内を中心とした病院との連携をどのように図っているのか，医療機関への救急患者受け入れ体制の整備について，連携強化のための働きかけについて，お伺いいたします。

以上，大きく 2 項目について，私の 1 回目の質問といたします。ご答弁，よろしくお願ひいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 1 点目の，遊休農地の解消に向けての取り組みについてのご質問における，下限面積の制限及び面積の相違理由についてお答えいたします。

下限面積につきましては，農地を守るという観点から，農地の売買や利用権設定をする場合の重要な基準となっております。このため，農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により 5 0 アール以上との制限がされており，これは，土地の農業上におけます効率的な利用及び耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的にしております。しかしながら，茨城県知事の公示行為を受けることにより，地域の実情に合わせた下限面積を定めることもできるとされているところであります。

現在の常陸太田市の下限面積は，ただいま議員が申されましたように，常陸太田地区と金砂郷地区が 4 0 アール，水府地区が 3 0 アール，里美地区のうち小里地域が 4 0 アール，賀美地域が 3 0 アールとなっております。この下限面積は，常陸太田市合併前の平成 1 5 年 7 月に，茨城県からの設定通知に基づき，旧市町村がそれぞれの地域の実情に合わせた下限面積を検討し，県知事の公示により平成 1 6 年 1 月に決定されたものでございます。

今後の方策としましては，地域農業の振興と担い手の育成において，地域の実情に応じたより適切な下限面積を，農業委員会を含め，茨城県と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 救急搬送体制についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目の、救急搬送の現状でございますが、平成19年中の管内での救急出動件数は1,881件であり、前年と比較すると58件の増加となっております。事故種別出動件数では、急病が1,085件で最も多く、全体の約58%を占めており、次に一般負傷230件、交通事故229件、その他としまして337件あり、現場到着までの平均所要時間につきましては、前年と同じ7分となっております。また、現場到着までの最長時間であります、里美出張所救急隊が出動中に別の救急要請がありまして、南消防署救急隊が里美地区の小妻町まで出動した際に、到着までに27分を要した事案がございます。

さらに、収容までの平均所要時間は42分であります。また、最長時間ですが、傷病者を市内の医療機関で応急処置を行った後に水戸地区の医療機関まで搬送したために、2時間43分を要した事案がございました。

次に、2点目の、救急搬送事案における受け入れ拒否の実態についてのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、管内における出動件数は1,881件でありまして、うち死亡、あるいは搬送拒否等の不搬送件数133件を除きました1,748件については、医療機関に搬送しております。そのうちの249件は、転医搬送等の転医医療機関が先に決定されているものでございまして、それらを除いた1,499件が、救急隊から医療機関に対しての受け入れ照会を実施した件数となります。

この1,499件のうち約79%に当たる1,184件につきましては、医療機関の受け入れ拒否がなく収容しております。残りの21%、315件については、医療機関側の理由によりまして、受け入れが拒否された件数でございます。この315件のうちの約76%に当たる238件につきましては、照会回数3回までで受け入れが決定されております。ほかの77件につきましては、照会回数が4回から6回までが大半であります、ただ1件、12回目で受け入れ先が決定された事案がございます。これは、乳児の呼吸困難による要請で、日曜日の午前1時44分に要請がございまして、休日夜間帯ということでの事案でございました。このときの受け入れ拒否の大部分につきましては、処置困難ということでございます。また、315件の受け入れ拒否の理由でございますが、ベッド満床、専門外、あるいは医師不在、多忙、処置困難等でございます。

次に、3点目の質問の、搬送時間を短縮するための病院との連携についてでございますが、救急患者を市内の医療機関に迅速かつ円滑に搬送できるよう、地元医師会、市内の医療機関、そして関係機関と連携を保ちながら、一体となった初期救急体制を確立するための協力依頼、あるいは会議等を開催いたしまして、連携強化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 1番木村郁郎君。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

1番（木村郁郎君） 各項目についてご答弁をいただき、ありがとうございました。

1項目目にお伺いいたしました農地取得の際の下限面積制限の考え方については、理解いたしました。その上で、もう1点、お伺いいたします。

下限面積の緩和及び市内の下限面積を統一するという設定基準を認定するのは、先ほどご答弁にありましたように県知事でありますので、茨城県と常陸太田市との面積についての調整過程、こちらは先ほど平成16年1月というお話がありましたが、私のほうで具体的に申し上げますと、平成16年12月の合併前に、県から、旧市町村で異なっている下限面積を合併を機に統一するかどうかについての打診があったと思うんですけれども、その際、旧市町村・地区のままの面積を維持した経緯について、再度お答えいただければと思います。ちなみに、合併前の水戸市と内原町、勝田市と那珂湊市では、おのおの異なった面積でありましたが、水戸市、ひたちなか市とも、合併時に統一をされております。

2項目目にお伺いいたしました救急搬送体制について、件数、所要時間を示してのご説明、ありがとうございます。迅速な救急搬送と患者の受け入れ体制の整備のために、日ごろより医療機関との連携を密にさせていただき、市民の生命、身体の安全を守るお手伝いをさせていただきたいと、よろしく願い申し上げます。

1回目は、救急医療の現状について質問させていただきました。2回目は、私たち市民が救急車を使用することについて、1点お伺いいたします。

本来の救急業務は、救急車以外に搬送の手段がなく、緊急に医療機関に搬送を必要とする傷病者に対応するものですが、年間約1,900件の搬送事例の中には、救急車の不適正な使用もあるとお聞きいたしますが、本市においてもそのように見受けられる事案があるのかどうかについて、あるのであれば、防止するための取り組みについて、再度お伺いいたします。

以上、各項目について1点ずつ再度の質問をさせていただきました。ご答弁、よろしく願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 2回目の質問にお答えいたします。

救急車をタクシーがわりの、不適切な利用が見受けられるという事例と、その防止策ということでございますが、これまでの救急需要の増加の内訳を見ますと、結果的に必ずしも緊急性のあるものばかりでなく、タクシーがわりの利用や酩酊、あるいは精神疾患など、いずれも軽症であり、入院の必要性のない頻回利用者による救急車の要請など、救急事案に該当しない利用も少なくありませんでした。このため、軽傷者への救急利用の適正な利用としまして、市の広報紙、市民バス、市内の各事業所等にポスター掲示を依頼しまして、救急車の適正利用を推進しているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 合併に絡む経緯というようなことでございますが、下限面積の統一というものは地域性によって大変難しく、平成16年1月に変更したばかりというようなことでございまして、ただいま言われました12月の時点においては、変更はしなかったというようなこ

とでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 1 番木村郁郎君。

〔 1 番 木村郁郎君登壇 〕

1 番（木村郁郎君） 2 回目の質問に対するご答弁，ありがとうございました。

救急車の適正な使用を市民の皆様を理解していただくためには，広報活動の中で，救急車の出動 1 件当たり幾ら経費がかかっているのかなど，私たちが意外に知らないことがたくさんございます。こういう数字をお知らせいただければ，私たち市民としても，安易な使用はもったいないと，救急車の適正利用の普及啓発になるのではないかと感じております。これからも市民の安心安全のために，救急活動，また市内の病院との連携強化に努めていただきたいと感じております。

合併前の下限面積についての調整，検討過程について，理解いたしました。

最後になりますが，県農林水産部農政企画課農地調整グループの担当者の方に教えていただいたところによりますと，下限面積の基準設定はあくまで市町村の主導で決めるべきであり，県としては，農地法施行規則第 3 条の 4 第 2 項の条件に適合すると判断できれば，10 アール以上で定める任意の面積を別段面積として公示することは可能とのことですので，新規就農者，定年帰農者など新たな担い手による遊休農地の解消と農地政策における新市の一体感の醸成を目指した，農地下限面積のより緩和された面積での統一を期待いたしまして，私の今回の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（高木将君） 次，22 番立原正一君の発言を許します。

〔 22 番 立原正一君登壇 〕

22 番（立原正一君） 22 番立原正一でございます。発言通告順に，私見と既報告を引用して，一般質問をいたします。

私，昨年末議会での一般質問前段で申し上げましたが，2008 年度予算編成の基本方針の原案をおおむね了承したと。福田内閣として初めての予算編成に向け，歳出削減という原則を堅持する一方で，地方や高齢者などへの配慮をにじませていると。また，非常に厳しい状況だが，めり張りのある予算をつくり上げる最大限の努力をしてほしいと指示したとの報道がありました。

原案には，歳出削減に向け，1 つ，公共事業関係費の前年度 3 % 減，2 つ，診療報酬，薬価を削減する方向で見直す，3 つ，国と地方の公務員定数を純減化させる方針の堅持などが盛り込まれたとも言われております。

末端自治体の財政は全国的に冷え切っており，国政主導により行財政改革大綱を作成して，各自治体とも既に絞り切っている英知をさらに増幅させて，表現をわかりやすく言えば，雑巾絞りの手絞りから機械的絞りの強制力を加算しての取り組みをいただいた次第であります。

しかし，小泉内閣の地方分権改革は，2004 年から 2006 年度の三位一体改革により安定したとも言われております。詳細を申し上げますと，平成 16 年，17 年，18 年度の 3 年間で 5.1 兆円が削減されたことで，国自体の財政再建が最優先されたしわ寄せを受け，全国の地方自

治体が一斉に悲鳴を上げている事態を発生したことは、決して正しい国政判断ではなかったとも言われております。

大久保市長の平成20年度施政方針を熟読いたしました。前段では、表現を若干変えての文言を提示されており、国以上の財政危機をもつての予算編成をしたことが理解でき、特に本市は合併後5年目に入ったことも基因源となり、関係部署職員にも相当に伝達されたことも伺われ、決裁部を受け持った管理部職員は、相当に脂汗を流しての企画起案作業、これは施政方針書の2ページの中で、市政運営として、「職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、市民サービスの向上や市民と行政との距離を身近なものとし、市民との信頼関係を築くため、これまで以上に行政の説明責任を果たして、地域協働の推進と市民参画による行政を推進してまいりたいと考えております」と述べられておりますことを考察すれば、そのとおりだろうというふうに素直に感謝を申し上げまして、本題の一般質問に入りますので、常陸太田市民の皆様が、すばらしい夢と希望、そして感動としん浸透性のある内容の答弁を期待しております。

初めに、1つ、市長の施政方針についてでございます。

施政方針書の2ページ下段に、20年度につきましても、「常陸太田市の誇る地域環境・潜在力である豊かな自然、息づく歴史、あふれ出るまごころを活かして『輝く人づくり』、『安らぎのある快適環境づくり』、『まちの元気づくり』を施策の基本として、『自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまち（快適空間）』をめざして、施策を進めてまいります」とあります。

活字に置きかえれば、このようになるものと理解いたしますが、市民の中には、「息づく歴史、あふれ出るまごころを活用して『輝く人づくり』」等ほかにも表現はありますが、脳裏に描くには全くわからないという詰問を受けることがあります。

大久保市長の常陸太田市政、これは常陸太田市自治体の姿、市の勢いを目指す方向について、形態的に考察すればどのようなになるのか、わかりやすくご説明いただきたいと思えます。

2つ目でございます。常陸太田市再生について3つの項目を伺います。

1つ、自主財源構築確保について。自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入し得る財源を言うことはご承知のとおりであります。種類には、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。ご承知のとおり、自主財源の多くは、行政自主性と安定性を確保し得るか否かの尺度となるものであり、できる限り自主財源の確保は努めるべきとあります。当市の考え方と確保への設定はどのよにしているのかを伺います。

2つ、行政改革について。市長自身も施政方針に、本市は合併して5年目を迎えようとしており、また、市政運営の基本計画である常陸太田市第5次総合計画が平成19年度にスタートして2年目に入りますと記載し、さらに「市民との信頼関係を築くため、これまで以上に行政の説明責任を果たして、地域協働の推進と市民参画による行政を推進してまいりたいと考えております」と読まれました。

これまでも改革推進は、数値目標を設定すべきとしてきておりましたが、昨今は、推進項目ごとに数値目標を定めての推進に変革されており、現在は71の推進事項に目標を定めて推進中とあり、本格推進と感謝をしております。本年は1市1町2村の合併後、満4年となる19年度

末になることから、取り組みと成果について、市民への説明資料をまとめるためにもお伺いしたいと思います。

3項、農業の振興策について2つの項目を伺います。

本年度の一般会計予算説明書の農林水産業費10億1,557万6,000円は、前年度当初予算と比較し、マイナス23.6%の3億1,418万2,000円が削減されており、また、市長の施政方針の中でも、大幅な振興策はないように理解しております。農業の振興に触れているのは、「地域を支える産業の元気と働く環境づくり」の1節に、「地域の中核的農業施設であるライスセンターが世矢地区に整備されるのに伴い、機初・西小沢・世矢地区の担い手の育成と農地の利用集積の促進を図り、地域農業の振興を図ります」とあります。ご承知のとおり、振興とは奮い起こすとの意味を持ち、最終的には金銭源に結実・つながりにあるものと理解しております。

当市は、以前に米国の芸術家の傘によりますアンブレラ展示が開催され、思わぬにぎわいがあったことが記憶に薄れても残っているものと考えます。少なくとも我が国の中で、常陸太田市の国道349号線の風光明媚と申しましょうか、日本特有の四季折々に奏でる美しい田園が選ばれたのであります。当市は、これを後世に渡す責務があると考えます。

そこで1つ、当市の基幹産業である農業を将来的にどのようにしていく考えか。

2つ、米づくり、野菜づくり、果実づくりの3区分化したときに、おのおのどのようなことを推進していくのか、考え方を伺います。

3つ、都市計画推進の現状と市街化調整区域等の線引きについてであります。

今、茨城県常陸太田土木事務所が管轄する事業として、国道293号線、増井町・瑞竜町經由国道349号線へのバイパス整備進行と、県道日立笠間線木崎トンネル化による国道349号線へのバイパス整備の進行、及び県道山方常陸那珂港線、金砂郷地区久慈川にかかる仮称木島橋の共用開始が進行中等にある中で、これらを基盤とした新規都市計画案の現状と線引きの見直しについて、以前に伺った時点では、各地区の合併が1年間延びており、茨城県自体が平成19年度から開始するという事になっているとご説明を受け、理解をしておりますが、線引き見直しの推進状況について伺います。

4つ、宮の郷工業団地、岡田工業団地の運営状況について、2つ伺います。

宮の郷工業団地の運用管理監督部は茨城県企画部が主体性を持ち、岡田工業団地は茨城県土地開発公社の管理監督部が主体性を持って運営をしているものと理解をしております。昨年私は、時折、両方へ出向きまして、動向について伺っておりましたが、話はあるが、なかなか決定結果にはなっていないということでありました。

そこで、1つ、その後の動向の現状について伺います。

2つ、宮の郷工業団地の管理費支出は、茨城県から常陸太田市の持ち出しとなったことはご承知のとおりであります。現状は、大きな事業者の進出もなく、管理費の捻出に疑問が出ている現状であります。そこで、費用対効果を考察したとき、どのようになっているのかを伺います。

最後に5つ、補助金等検討委員会の進行と終結について。

本件については、私、これまでもお伺いして、当初決定した期間、平成19年7月終了をは

るかに過ぎておるところからお伺いをいたしました。その都度、特定の説明をいただいております。さらには、昨年9月議会では、検討委員会委員手当の補正予算化を提示されて、承認をしております。補助金検討委員会の答申結果は、20年度予算化に反映させる等のことでありますので、これまでの進め方はどのような成果として具現化されたのか、また終結はどのようになっているのかを伺います。

以上で、第1回の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 施政方針につきましてのご質問にお答えをしたいと思います。

議員のご質問の中で、形態的にどうかということ、さらには市民への説明責任等についてのポイントを置かれてのご質問だったというふうにご理解を申し上げまして、ご答弁を申し上げます。

ご案内のとおりでございますが、市におきましては、少子高齢化、あるいは地球温暖化、地方分権、行政改革といった時代の潮流の中で、また、国の三位一体改革等による厳しい財政状況、あるいは地域コミュニティの再構築、地域経済の活性化といった、本市を取り巻きます課題が多くございまして、これらに対応し、本市の地域の特性を生かしながら、まちづくりを進めるための市の第5次計画を策定し、本年度よりスタートをしたことは、ご案内のとおりでございます。

この中で、「市民との協働」、「地域資源を磨き活用するまちづくり」、この2つのことによりまして、施策全体を統括して進めていこうと考えているところであります。

「地域資源を磨き活用するまちづくり」につきましては、本年度より本腰を入れて進めようとしておりますエコミュージアム活動によるまちづくりを基本としていきたいと思っております。常陸太田市には、地域資源、すぐれるものがたくさんございます。これをもっと生かしながら、交流人口等をふやしたり、いろんな意味から地域の経済の活性化につなげていこうという考えでございます。これらをもとにいたしまして、本市のまちの将来像であります快適空間、「自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまち」を目指すものでございます。

施策の基本方向としましては、ご案内と思いますが、「輝く人をつくる」、「安らぎのある快適環境をつくる」、「まちの元気をつくる」の3つの基本方向に基づきまして施策を進めておりますけれども、市民との協働によるまちづくりの基本姿勢として、職員一人ひとりの意識改革を図って、市民サービスの向上、市民と行政との距離をより身近なものにするなど、行政力改革にも取り組みまして、地域協働の推進と市民参画による行政を推進していきたいということでございます。

このため、基本計画におきましては、前期5年間に特に重点的に、優先的に取り組むものとして、「ストップ少子化若者定住」、「みんなで支える未来を拓く人づくり」、「高齢者の生きがいづくり」、「あったかコミュニティが育む住みよい環境づくり」、「総合的な公共交通の整備」、「人と地域の元気づくり」の6つの戦略を掲げているところでありますが、平成20年度におきましては、特に少子化対策、地球温暖化防止対策、地産地消推進、そしてエコミュージアム活動を推進してまいりたいと考えているところであります。具体的な内容につきましては、施政方針の中で、それぞれの項目についてご説明を申し上げましたので、ご精査を賜りたいと思っております。

また、市民への説明責任という観点からは、今後とも町会長連絡協議会、あるいは各地域での町会長会議、さらには市民への市政懇談会等の場を設けまして、これらの方針についての丁寧な説明を進めてまいりたいと思っております。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 常陸太田市再生について、まず、自主財源構築確保についてお答えを申し上げます。

これまでの自主財源確保の取り組みとその成果についてでございますけれども、本市は、歳入に占める地方税の割合が低く、優良企業の立地が大きな課題となっております。このため、平成18年度より企業誘致担当職員を企画課内に配置、19年度からは企業誘致推進室を設置しまして、工業団地の分譲に取り組んできたところでございます。この結果、3つの工業団地に5社の進出が決定しており、今後、市民税法人分や固定資産税の確保につながるものと考えております。

市税につきましては、全国的に滞納額が増加する傾向があるため、徴収担当職員の増員や収納対策本部の設置によりまして、収納体制の強化にも取り組んでいるところでございます。これによりまして、18年度の現年度市税徴収率は97.3%を確保することができ、特に市民税個人分については98.7%と、県内トップの徴収率となっております。引き続き本年度、あるいは本年度以降においても、収納対策に鋭意努めてまいりたいと考えてございます。

また、公用車配置の見直しを行いまして、使用頻度の低い公用車は売り払うことといたしました。これによりまして、17年度は27台、385万円、18年度、11台、203万円、19年度、3台、337万円、合計売り払い台数41台でございまして、925万円の収入がございました。廃車も含めると47台の公用車を処分しておりまして、年間382万円程度の管理費用も、あわせて削減できたものと見込んでおります。

さらに、公募等による土地売却により3年間で4,524万円、駐車場を利用する職員からの行政財産使用料の徴収によりまして年間450万円、広報紙広告料によりまして年間81万円程度の増収となっております。20年度につきましては、まちづくり振興基金の活用や有価証券等による基金運用、歳計現金を短期間の定期預金で運用するなどしまして、1,900万円弱の増収も、あわせて見込んだところでございます。

なお、歳入確保だけではなく、歳出予算の見直しにも取り組んでおりまして、定員管理適正化計画による職員数の削減や給与構造改革の見直し、特殊勤務手当の見直し、システムの再リース対応、清掃委託や警備業務の見直し、補助金の見直し、し尿収集業務の見直しなどによりまして、17年度と比較しますと、年間約8億5,000万円程度の歳出削減を図ったものでございます。

次に、行政改革についてでございます。

市の行政改革につきましては、毎年度実施計画を作成し、推進を図っておりまして、本年度からこの実施計画に、議員ご発言のとおり、数値目標や期限設定等の目標設定を加え、PDCAによる進行管理を進めるよう改善してきたところでございます。今年度の成果等につきましては、

年度途中ということもございまして、実績等の集約はまだ行っておりませんが、実施計画の全体の進捗状況といたしましては、おおむね推進が図られているものと考えております。

具体的には、定員管理適正化では、計画目標を超える職員数の抑制、19業務における特殊勤務手当の廃止、し尿収集業務の直営を廃止し許可制への移行、天下野診療所・里美歯科診療所への指定管理者制度の導入、地域協働の推進として、自治会組織の制度統一と町会長協議会連合会の設立や、市民提案型まちづくり補助事業の創設、市政の透明性の確保や協働のまちづくりのためパブリックコメント制度の導入や、出前講座の実施、補助金等検討委員会の提言と平成20年度予算への反映、毎週水曜日の窓口の時間外開庁など、着実な推進が図られているものと考えております。今後につきましても、継続的に推進していく考えでおります。

さらなる推進・改善を要するものとしましては、民間委託の推進、指定管理者制度の活用、PFI手法の導入、自主財源の確保などがございます。これらにつきましても、引き続き研究していく必要があると考えております。

また、今後の新しい施策といたしましては、外部の専門機関によります電算業務の検証を行う電算システム業務外部評価事務、あるいは地域協働の推進に係る市民提案型まちづくり補助事業及び地域コミュニティ自主活動補助事業の推進等がございまして、これらは新年度の実施計画に盛り込まれる予定でございます。

行政改革の推進につきましても、今後も各施策について、PDCAに基づく精査・検証と計画のローリングを行いまして、計画の着実な実行を図るとともに、新規事業の抽出にも努めてまいります。

次に、補助金等検討委員会の進行と終結についてお答え申し上げます。

補助金等検討委員会の進捗状況でございますけれども、平成18年10月に中間提言、平成19年10月に運営費補助に関する提言をいただき、事業費補助についても、先月末、審議が終了いたしました。議員ご発言にございますように、これは1件ごとに審議をしていたために、当初の予定を大幅に上回るものとなったものでございます。ご理解をいただきたいと存じます。そして、現在、提言の内容を取りまとめ中でございまして、今月中には事業費補助に関する提言をいただく予定となっております。

検討委員会の成果につきましては、運営費補助の提言を踏まえ、市内部職員によります補助金等審議会にて検討を行い、平成20年度予算において廃止をしたもの9件、減額をしたもの26件、金額にして792万1,000円の削減を図ったところでございます。

一方、事業費補助につきましては、20年度予算編成後に提言をいただくことになるため、予算は、過去の実績や運営費補助への提言を参考としながら編成してまいりました。この結果、廃止をしたもの5件、減額をしたもの18件、金額にしまして3,066万2,000円の削減を図ったところでございます。

今後は、提言をいただいた後、補助金等審議会を開催しまして、20年度予算執行時での調整、あるいは平成21年度予算編成に向けて、見直しに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 2つ目の、常陸太田市再生の中の農業の振興策についての、基幹産業である農業を将来的にどのようにしていくのかの点についてお答えいたします。

当市の農業は、水稻の普通作を中心に、ブドウ、ナシの果実、花卉、季節野菜等の園芸、養豚、肥育牛の畜産が主体となっております。しかし、農業後継者の減少や農業従事者の高齢化が進んでおり、また新規就農者が伸び悩む中で、どのようにして農業後継者を確保していくかが大きな課題であります。

市としましては、既存の生産組織の構成員や認定農業者を初めとする地域農業指導者、農業関係機関との意思疎通を重ね、就農者の組織化に取り組み、農業ができなくなってしまった人をサポートする営農集団を早急に整備することを最優先にとらえ、農地の流動化を推進するとともに、国策として進めております品目横断的経営安定対策の集落営農における農地の集積を行い、効率性を高めた農業の確立を求めてまいります。

また、今後における営農指導につきましては、米を含む農産物の生産歴の記帳を拡大する取り組みを推進し、消費者が求めている安全安心にこたえとともに、食味値の表示などによりおいしさをPRし、消費者に対し太田産の農産物の認知度を高めてまいります。さらに、市総合計画の地域ブランドと交流空間づくり計画に基づき、米、ブドウ、ナシ、野菜、シクラメンなど、市内の優良農産物のブランド化を強力に進めてまいりたいと考えております。

また、農産物の生産体制につきましても、少量多品目を取り扱う生産者グループを各地域に組織し、生産量の拡大を図りながら、特定生産品として人気を博している花卉、イチゴ、ブルーベリーなどの生産拡大と品質の向上を目指します。さらに、当市の農産物の増産及び地域での消費拡大とブランド品の創設を目的として設置されました、常陸太田市地産地消推進協議会を活動の拠点といたしまして、市内はもとより、県内あるいは県外の都市部との交流を展開し、アンテナショップ等の開設や、観光、あるいは体験農業などの誘致を図るとともに、インターネットによる農産物の流通体制の整備をし、販売の拡大を推進してまいりたいと考えております。

次に、米づくり、野菜づくり、果樹づくりの推進についてであります。米は、太田ブランドの創設を、JA、仲介業者、生産者等の結集をもって図ってまいります。ブドウ、ナシなどの果樹は、観光を中心とし、集客のためのPRを進め、振興してまいります。野菜については、少量多品目を消費者の求めにより生産し、安全安心としゅんの味を提供できるよう取り組みますとともに、これらの総合的な振興は地産地消事業の中で拡大してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 都市計画推進の現状と市街化調整区域等の線引き見直しについてお答え申し上げます。

初めに、新規都市計画案の現状についてでございます。現在の都市計画関連事業といたしまし

ては、第5次総合計画に示されました快適な暮らしづくりの基盤となります。駅周辺整備事業を推進しますとともに、県が施行します都市計画道路木崎稲木線トンネル、木島橋、国道293号常陸太田東バイパス及び国道461号水府・里美拡幅などの整備を支援しているところでございます。

これらの事業が、平成20年度以降順次完成する予定となっておりますことから、今後につきましては、これら都市基盤を活用した良好な市街地の形成や土地利用が必要となってまいります。そこで、平成20年度予算に、平成16年度に策定しました都市計画マスタープランの見直しのための予算を計上させていただき、将来の都市構造、土地利用の方針並びに交通施設の整備方針等につきまして、市民の皆様のご参加をいただき、その方策を検討してまいりたいと存じます。

次に、今後の線引き、すなわち市街化区域と市街化調整区域の見直しについてでございます。県においては、平成21年度に全県的な線引き見直し作業の実施を計画しているとのことであり、県から見直しに関する基準等が示された段階で、市におきましても適切に対応してまいりたいと存じます。その際には、今後見直しを予定しております都市計画マスタープランとの整合を図られますよう、線引き見直しに関する市の基本的な考え方や方針につきまして、検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 宮の郷工業団地、常陸太田工業団地の運営状況についてのご質問の中で、動向の現状についてお答えを申し上げます。

宮の郷工業団地の立地の現状でございますが、現在、2社が立地をし、操業しておりますが、常陸太田市側としましては、17区画、30.6ヘクタールが残っている状況でございます。常陸太田市工業団地につきましては、昨年より3社の立地が決定しております。残りは、1区画、1.8ヘクタールとなっております。立地が決定しました企業のうち1社につきましては、昨年12月に操業を開始いたしました。残りの企業につきましても、平成20年度中に操業を開始する見込みとなっております。

また、ハイテクパーク金砂郷工業団地でございますが、昨年9月に新規企業1社の立地、それから、既存企業1社の増設に伴う契約が締結され、完売をしております。なお、新規企業1社につきましては、平成21年度中に操業を開始する予定となっております。

以上でございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 4つ目の宮の郷工業団地、常陸太田工業団地の運営状況についての中の2つ目、宮の郷工業団地の管理費についてお答えいたします。

宮の郷工業団地の管理は、用地の管理は茨城県が行っております。常陸太田市が管理している区分は、公園敷及び道路敷の除草とトイレの清掃が主なもので、平成19年度の決算見込みでは

約250万円ほどの経費がかかっております。常陸大宮市との共通分につきましては、常陸大宮市から面積割合の36.8%、約43万円を負担金として徴収しております。立地企業2社からの税収約460万円との経費を比較しますと、管理経費が税収を下回っている状況でございます。以上です。

議長（高木将君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 再質問に入ります。

1番の、市長の施政方針でございますが、るる説明いただきまして、まず、大久保市長の施政方針については、P D C Aという企業用語が、昨今のこの議会の中といたしますか、そういう施政の中に大分取り組まれておりまして、それがいよいよ回り始めたのかなという機運は受け入れることはできます。

そして、職員の市民に対するサービス姿勢というものも、最近、聞くところによりますと、大分効果を得ているということが伺われておりますことから、新しい行政運営の中では、大分変わってきたのかなと、そういうふうに思いますが、だからといって以前の行政側がだめであったということではありませんが、時代の変遷に伴った人間の性格といたしましうか、そういうものが起因してきているのかなということで、期待をしていきたいと考えております。

市長自身の企業経験も行政に生かすというお話がありましたので、私もずっと見ておりましたが、以前の常陸太田市の行政の答弁から見ますと、変わってきたなというふうなことで、その推進の度合いというよりは、時代の変遷に沿った職員の質が出てきたのかなというふうに考えておきます。

2つ目でございます。再生についてでございますが、自主財源の確保につきましていろいろ説明いただきまして、ありがとうございます。この中で私も話し合いをする中で、担当者と心を割っていろいろお話しいたしました。そこから見えてくることにつきましては、最近の職員の考え方が大分危機に感じているというふうなことが、ひしひしと伝わって見えました。これは私の質問に対する答弁の中での話でございますから、皆さんのほうとはどう変わっているかわかりませんが、私のこの自主財源確保ということと、それから行政改革、その他について、いろいろ担当の方とお話ししましたが、以前から比べると、大分変わってきているなということが非常に強くしみてきたわけでございます。この自主財源につきましても、大変に努力をしていることが、答弁をいただきましたり、そして細かなところですね、最後のほうに部長答弁もありましたが、これからは民間委託とかP F I、そのほうに利用を進めていくということでございますので、ぜひお願いしたい。

それから、電算事務のチェックを進めるというふうなことが出てきましたのは、私は非常にありがたいなと思っております。この電算事務につきましては、専門的な背景から行かないとできないわけですし、今回、当市におきましては、それらも目をつけたということでございますから、さらなる財政のほうの削減策がそれから出てくるのかなと期待をしておきたいと思っております。

自主財源，それから行政改革につきましては，少し静観をしてみたいなと考えております。

それから，農業の振興策についてでございますが，これは内容的に非常に広がっているために，まとめづらいのかなと思っておりまして，説明を聞いていますと，本当にそれをやることによって，推進策ができるのかなというふうに思うわけでございまして，説明をされましたが，それに対して本当にそのものが実行される，実行された中でどのような結果が出るのか，その点をお伺いしたいと思っております。

3つでございます。都市計画推進状況でございますが，都市計画の推進につきましては，今，説明がございまして，いろいろと説明をされた中で，私，先ほどもお話ししましたように，今，上位機関，土木事務所なり，それから当市の建設部がいろいろと動いていることはご説明をいただきましてわかりましたが，ただ，そこで若干苦言といいまししょうか，私の意見といたしますれば，都市計画についてはあまり静観をすることなくして，これらの事業が20年度を起点として完成に入っていくということでございますから，それを基盤に動いていただけたらと思っておりますが，当市は，人口高齢者率が28%に近い数字を今，進んでいるわけでありまして，今後ますますこれはふえていくと思っております。ということになりますと，人口増加というものが当市の財源のほうに寄与するものと思っておりますので，都市計画の中では，人口増をするための施策というものを考えていただきたい。

そこで，提案するわけでございますが，まず，駅前開発というようなことが当面出されました。これについてもやるのは結構でございますが，この辺は，もう少し人口が少なくなりますと，逆に駅前開発をしましても，駅の名前が消えてしまうことも考えれば，初めに人口増の施策を講じるのが行政の施策じゃないかというふうに考えます。

そして，現在計画されております開発側の反対側，そちらのほうの敷地は空き地も大分ありますし，それから話を聞くところによりますと，行政の施策に対しては協力するという声も出ておりますところから，あのエリアの土地利用というものを考えた施策を講じていただければと思っております。そこに何をやるかなということになりますと，なかなか商業地としては非常に難しいでしょうから，住宅，アパートでも結構でございますが，要は人がこっちに来て住める，そういうエリアをつくっていただきたいと考えまして，再度，この辺のところをお聞かせいただければと考えております。

それから，3つ目でございますが，宮の郷工業団地，それから岡田工業団地の運用状況でございますが，確かに1番につきましてはそのとおりでありますから，行政側といたしまして，専門職を置いて進めているというふうなことが言われております。これは理解いたしますが，昨今，専門職だけの力でそうになっていったかという点，また疑問が残ると思うんですね。世の中の動きも結構右上がりになってきているということでございますが，当市の場合，この団地の置かれる環境というものが，アクセス道路の非常に厳しい状況にあるわけありますから，もう少し県のほうにも話をいただきまして，道路整備，そういう環境をつくっていただければ，もう少し大手の会社がこちらへ来られるだろうと考えてございます。それはそれとして，もう少し努力をいただければと思っておりますから，それは結構でございますが。

2つ目の、宮の郷工業団地のほうの管理ですけれども、これはただいま言われたのが、税収と管理費が下回っているということで結ばれましたが、だからどうなんだということなんです。下回っているからいいんじゃないんですよ。太田市はお金がないんですから、1円たりとも出しちゃいかんですよ、これは。そこで結んだことについて、もう一言ご説明いただきたいと思っております。

5つ目、補助金でございますが、これにつきまして、前年の中でいろいろ施策を検討していただきまして、792万1,000円マイナスしたということでございます。今年度につきましては、それらを考慮した中での参考としてまた大きな数字を、マイナス3,066万ですか、先ほどおっしゃいましたのは。そういうふうなことを言われました。確かにこの補助金というものをここまで削減できたということは、検討委員会の方たちのご努力については敬意を表したいと思っておりますが、だとすれば、以前、なぜこういうものを出してきたのかなというところにまた戻っていくんだろうと思います。今回、補助金の検討委員会の中でこれは削減できた。じゃあ、今まで補助金というのを取っていたのは何だったのかということですね。その目的をお伺いしたいと思っております。

2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 再度の質問にお答えいたします。

農業振興策についての結果がどういうものかというようなことでございますが、これらの事業を推進することによりまして、ブランド化が図られ、また生産者の意欲の高揚が生まれるものと考えております。また、安全安心の認識が消費者側から図られるというようなことによりまして、消費が伸び、生産性も向上し、常陸太田市の農業の元気づくりになるものと考えておるところでございます。

次に、工業団地の中の管理経費で、税収と経費の比較につきましては、ただいま現在の数値的なものを申し上げたところでございますが、やはりこれがたとえプラスになっていようとも、当然、経費の節減、こういうことを図るものは必要かと存じます。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 駅周辺整備事業地区に隣接します地区における定住の促進についてでございます。これにつきましては、日立電鉄の跡地も含めまして、またご提案の趣旨も踏まえまして、今後、地元の住民の皆様と、整備のあり方につきまして検討してまいります。よろしくお願いたします。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 補助金のあり方についての再度のご質問にお答えを申し上げます。

従来から数多くの団体に対しまして、運営費に対する補助金が継続されてきておりました。しかし、長期化、既得権化している補助金がほとんどでありますことから、団体の自立を促すとともに、費用対効果等を検証するなどして、補助内容の適正化を図る必要がございました。このため、補助金検討委員会を設置いたしまして、運営費補助、それから事業費補助等について、1件ごとに審査をしていただいたところでございます。この結果、補助対象経費の明確化、補助率・補助単価の適正化、受益者負担の適正化、下部組織等への再補助の検証等々、いろいろな角度から提言をいただいております。私どもとしましては、この提言を踏まえまして、今後、適正化に努めてまいる所存でございます。今日までの補助金の支出理由としましては、以上のような概要でございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 2回目の質問に対しまして、ご答弁ありがとうございました。3回目、簡単にお伺いしたいと思っております。

まず、都市計についてでございますが、都市計についての2回目の質問の答弁につきまして、住民と話し合うということでございますが、ぜひこれは行政側から行っていただきまして、声を聞いていただきたいと考えております。

次に、宮の郷工業団地のところで、投資効果につきましてのところ、経費の節減については当然やっていくというふうな答弁でございましたから、それを聞いて安心したなと考えております。

それから、補助金委員会のことにつきましてご説明をいただきました。これが、多くは運営関係の補助ということが見直されているように理解をしておりますが、私も以前に申し上げましたように、1町2村の地区に行っておりますと、この補助金の削減につきまして、団体の方が、今まで出ていた補助金がなくなって、意識が薄らいじゃうんだというふうなことも言われておりましたことから、これも住民と話し合うということでございますから、よく地域の方々と今まで補助金を受け取っておった団体の方々のほうに、説明責任を果たしていただきまして、理解をいただいて、行政側への協力要請というものが今まで以上に伝わるようお願いしたいと考えます。

いろいろご説明をいただきまして、理解をいたしますが、最後になりますけれども、今後、5年目に入るといことになりまして、大久保市長も大変かと思えます。いろいろ今までの特別補助金等につきましても、この5カ年で切れるものも中にあるわけですね。そうなりますと、当市みたいな財政の弱い自治体というものは厳しいものが出てくると思えますから、自主財源の確保とか行政改革とか、いろいろな面に力を注いでいただくことはやっていただくわけですが、さらに施策について、改革を休めることというのはできないと思うんですね。

したがいまして、これからも日々に努力していただきまして、一日一善という四字熟語の言葉がございまして、1日1つずつ考案策を考えていただきながら進めていっていただきたいと願

いいたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（高木将君） 次、5番益子慎哉君の発言を許します。

〔5番 益子慎哉君登壇〕

5番（益子慎哉君） 議長にお許しをいただきましたので、通告に基づいてご質問させていただきます。

1番目、市内駐在所の整理統合計画の本市の対応について。

先月、地元駐在所の警察官より意見を聞かれました。内容は水府地区の3つの駐在所を1つに統合し、24時間体制の交番にする計画があり、不在交番の改善、パトロールの強化、夜間体制の強化を挙げて、私がこの件についてどう考えているのかということでした。

警察署の統廃合は昨年大子町であり、町として反対運動があり、住民の8割に当たる署名を県警に提出されたことは理解していましたが、駐在所の統合は初めて知りました。そして、本市内であります同僚の議員にも伺いましたら、金砂郷地区でも同様のようです。確認のため先日、太田警察署の担当課の方に伺いましたら、水府地区の3つの天下野、町田、松平の駐在所を町田に、金砂郷地区の4つの松栄、久米、大方、下宮の駐在所を大方に、太田地区では町屋、下大門を1つに、上河合、西小沢、真弓を1つに、里美地区は現状でというような計画で、前に述べました24時間体制の交番、不在交番の改善、パトロールの強化、夜間体制の強化の目的のためだそうです。

このような計画が何をもとに出ているのか調べましたら、茨城県警における警察署等の再編整備についての提言書、平成19年6月6日、茨城県警における警察署等再編整備を考える懇話会に基づき、県警本部が警察署等再生整備構想の中から出された計画であります。

本市において、このような駐在所の整備統合計画があることをご存じであったのかお伺いします。また、市としてこの計画についてどのように感じられているか、感想をお伺いします。

駐在所は、地域住民の安全安心のよりどころであります。3つを1つに、4つを1つにというのは急激であります。24時間体制、不在の改善も大切であります。このような急激な再編整備で我々の治安を守れるのでしょうか。提言書、そして構想を見ますと、茨城県財政の状況の中、限られた人員体制で、事件・事故発生率の低い県北から発生率の高い県南地区への人員移動であり、地域間格差、県の南北格差を助長するものだと思います。今まで、駐在所の地域に溶け込んだ暖かい人間関係が、犯罪の抑止力につながったと思います。また、駐在所の不在の件は、署において人員不足のため、交通取り締まりや捜査に駆り出されることのために起こるものであります。県内で最大の面積を持つ市として、そして過疎地域におけます駐在所の役割はいろいろな面で重要であります。早急に市、議会が一丸となって対応すべきと思われませんが、お考えを伺います。

2番目に、成人健診についてお伺いします。

昨年、厚生労働省より発表されました平成18年度簡易生命表によりますと、日本人の平均寿命は、男性が70.9歳、女性が85.8歳で、過去最高を更新したことを示されました。これは、男性の20.6%、女性の40.9%が90歳まで生きるということになるそうであります。昔、人

生50年時代と言われていたころから、いかに長く生きるかということが大きな課題でありました。その後、急速な経済成長や食糧事情、医療の向上、そのような変化に伴い、我が国の平均寿命は著しく伸び、現在では人生80年時代と言われるまでの世界の長寿国になりました。この間、疾病構造も感染症から生活習慣病へと大きく変わり、中でもがん、心筋梗塞、脳卒中の3大死因が全死因の6割を占めるまでになりました。これらの生活習慣病の中には、後遺症などの病状の重いものも多く、心身機能の著しい低下、寝たきり、痴呆などに至る場合もあるわけです。

こういった中で、最近では寝たきりなどにならず、元気で活動的に暮らすことができる期間の長さ、健康寿命が注目されるようになっております。現在では、単に寿命を伸ばすだけでなく、この健康寿命をいかに伸ばすかが大きな課題であり、生活習慣病の予防が大きなかぎとなっていると思われまます。健康寿命を伸ばし、介護寿命をできるだけ短くすることが、これからの幸せな健康づくりの基本だと思ひます。そのためにも成人健診が重要であると思ひ、質問いたします。

各地域で行われています健診の受診者は、3年間でどのように推移しているのか、また、受診率が落ちていたとしたら、その理由も伺いたひと思ひます。

健診の内容により自己負担もあるようですが、それと受診率とに変化が見られるのか、お伺ひします。

健診において再検査が認められた方は、医療機関において再検査を行うことと思ひますが、その受診者の割合はどれくらいなのか、その時点での保健センターの指導、対応はどのようになっているのかお伺ひします。

次に、平成20年度4月より実施されます特定健診についてお伺ひします。

特定健康診査及び特定保健指導については、平成20年4月から、40歳以上75歳未満の被保険者を対象として健康診査を実施し、内臓脂肪症候群やその予備軍を見つけ出し、生活改善や予防に向けた健康指導を行うことが義務づけられました。計画期間の5年目の平成24年度の受診率の目標が65%とありますが、平成18年度の基本健診の受診率が29.62%であるのに対し、倍以上の目標が達成できるのかお伺ひします。

国は、5年後、つまり24年度に65%に達しなかつた市町村に対しては、国保税からの支出を課している後期高齢者支援金を加算する罰金を課すようですが、本当であるのかお伺ひしたい。

次に、特定保健指導であります、実施率45%をクリアするため、保健師等の体制の強化をする必要があると思ひます。人員、予算の措置はあるのか、また県・国からの支援があるのか、お伺ひします。

今までの基本健診以外の健診はそのまま継続されるのか、また75歳以上の後期高齢者への対応はどのようになるのかお伺ひします。

最後になりますが、各地区で行われています健診の場所について、合併前の状況と近年の状況についてお伺ひします。高倉地区であります、削減により、ある地区は約8キロメートルの道を、高齢者のため自分以外の何らかの交通手段をお願いして、健診に行かなくてはなりません。削減理由もお伺ひしましたが、事業推進の意欲は感じられません。なぜこのようになされたのか、改善してもとに戻す考えはあるのかお伺ひします。

以上で、1問目の質問を終わりにします。よろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 市内駐在所の整備統合計画の本市の対応についてお答えいたします。

駐在所の統廃合につきましては、太田警察署より、茨城県警察本部において有識者7名による茨城県警察における警察署等再編整備を考える懇話会を設置し、その中で、茨城県警察における警察署等の再編整備についての提言書が提出され、茨城県警察がこの提言を踏まえて警察署等再編整備構想を策定し、再編整備計画が進められていると報告を受けております。

警察署等再編整備構想の内容につきましては、市町村合併により、同一行政区域内に複数の警察署が配置され、市が複数の警察署との連携を余儀なくされるなど、両者の円滑な連携にそごを来している地域があることから、警察署の統合、駐在所の警察官は昼間が中心の勤務体系となっており、夜間に迅速に対応することが困難な状況であることから、24時間体制で対応することができる交番の新設、あるいは隣接駐在所を統合し、複数の警察官による共同パトロール等を行うことが効率的であり、駐在所の大型化を検討するとのことであります。

本市としましては、まだ計画決定ではないことから、統合を進める上で、人口や犯罪、事故件数のみを参酌するのではなく、県内で一番管轄エリアが広いことや、高齢化率が高く、高齢者世帯が多いことからの安否確認、あるいは悪質業者による訪問販売の抑止、また空き家などの不審者による犯罪防止など、統合する上で、治安維持を守るためにも地域の実情を考慮すべきと考えます。地域に密着した駐在所勤務の警察官による警らは、住民にとって大変心強いものであります。安全で安心なまちづくりを推進してく上でも、現駐在所の存続を茨城県警察本部、太田警察署に、機会あるごとに要望してまいります。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 成人健診についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず1点目の、過去3年間の基本健康診査の受診率及び受診率が低下した地域があれば、そのわけということでございます。

老人保健法に定める基本健康診査の対象年齢であります。40歳以上の人口を基準とした受診率でお答えをいたします。市全体の受診率につきましては、平成17年度、受診者9,485人、受診率が25%でございます。平成18年度、受診者8,814人、受診率23%、平成19年度が受診者8,260人で受診率19%になっております。

その中で、平成17年度と19年度を比較しまして受診率が低下した地区でございますが、里美地区と太田地区の2地区が低下をしております。里美地区につきましては、平成17年度の受診者が1,369人、受診率46%であったものが、平成19年度には受診者1,008人、受診率35%に、太田地区が、平成17年度の受診者5,331人、受診率22%であったものが、平成19年度には受診者4,452人で受診率が19%と低下をしております。

これらの原因といたしましては、里美地区につきましては、合併前から基本健康診査にかわりまして、ミニドック健診を奨励しまして、健診機関までの送迎を実施いたしておりました。これが地域での集合健診に移行していったということが、主な原因と考えられます。

また、常陸太田地区につきましては、広報による受診勧奨や受診漏れ者への積極的な再度の受診勧奨が少なかったことなどが減少傾向を招いているのではないかとということで、反省をいたしておりますが、医療機関で病気治療中の方がふえていることも一因と考えられます。

次に、健診の個人負担と受診率の影響についてのご質問にお答えをいたします。

平成17年度より、自己負担といたしまして、70歳未満の方に対してましては1,000円のご負担をいただいておりますが、同時に受診者全員の方に、選択検査項目であった血糖検査、それから心電図検査、貧血検査を全員の必須検査項目として受診いただいておりますので、結果といたしましては、手厚い健診になってきているのかなと思っております。自己負担が健診率の低下の大きな原因にはなっていないものと判断をいたしているところでございます。

3点目の、健診の結果、要指導、要医療の数値の割合と、健診後の事後指導に関するご質問にお答えをいたします。

基本健康診査の結果割合でございますが、平成18年度は、異常を認めずが6%、注意が必要な要指導でございますが、26%、治療中または治療が必要である方が要医療でございますが、68%となっております。平成17年度よりその割合には大きな変化はございません。

それから、健診結果によりまして、要指導や要医療の結果となった方に対しましては、保健師の家庭訪問により指導や相談を積極的に進めているとともに、地域での結果説明会の開催、または医療機関での受診・指導が必要な方には、医療機関での受診を勧奨しております。また、各種の健康講座や教室、健康相談等の参加案内を、生活習慣病の予防や疾病予防の必要のある方に対しまして行っております。

続きまして、4点目の特定健診のご質問にお答えをいたします。

まず、平成24年度の受診率の目標65%が達成できるのかとのご質問でございました。これまでの基本健診は、会社などで健康診査の受診機会がない20歳以上の希望者に問診票等を送りまして、受診いただいておりますが、これから実施されます特定健診につきましては、40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が対象となりまして、対象者全員に問診票や啓発チラシ、または日程表などを送りまして、受診勧奨を行ってまいります。

議員ご発言の平成18年度の基本健診受診率29.62%という数値でございますが、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者の受診率ですので、対象者のとらえ方や受診勧奨の方法などが変わることから、今後は従来の受診率を上回ってくるものと考えておりますが、それにしましても、平成24年度の65%の達成はかなり厳しいハードルであると感じているところでございます。特定健康診査等実施計画における各年度の目標値の達成状況の検証を行うとともに、周知方法や健診の実施体制、それから健診の方法など、細部にわたって評価見直しを重ねながら、目標値の達成実現をしまいたいと考えております。

続きまして、平成24年度の目標値65%を達成できなかった場合の医療保険者への課せられ

るペナルティーについてのご質問でございますが、議員がご承知のとおり、4月に後期高齢者、75歳以上の高齢者のための医療保険制度が始まりますが、この制度の財政負担は、後期高齢者医療制度の被保険者が1割、それから公費としましては、国・県・市であります。5割を負担しまして、残り4割が、各医療保険者が後期高齢者支援金という形で、被保険者の数に応じて負担することとされております。

この後期高齢者支援金につきましては、国が特定健康診査基本指針で示します特定健康診査等実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項及び保険者が特定健康診査等実施計画で定める特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標の達成状況を勘案しまして、プラス・マイナス10%の範囲で、政令で定める方法によりまして加算・減算等の調整を行うこととされておまして、平成25年度から納付される後期高齢者支援金に適用されることになっております。

続きまして、保健指導実施率の45%を達成するための保健指導体制についてのご質問がございました。平成20年度から、これまでとは全く異なる手法によりまして保健指導を実施することが求められますので、各年度の目標値を達成するためにどの程度の体制が必要になるのか、現段階で判断することが大変厳しい状況でございます。平成20年度につきましては、当市の保健師及び管理栄養士が、臨時職またはパート職員などとともに、直接保健指導に当たることとしておまして、その実施状況や成果、課題等を踏まえて、次年度以降におきます実施体制について、外部委託も視野に入れながら検討を行なわなければならないと考えております。

また、国・県からの財政支援があるのかということでございますが、対象者の健診費用につきましては、国・県それぞれ3分の1ずつ負担をすることになりますが、保健指導につきましてはございません。

また、基本健診以外の健診が継続されるのか否かというご質問がございました。B型またはC型肝炎のウイルス検査、それから前立腺がん検査、結核・肺がん検診、さらには介護予防におけます生活機能評価については、これまで同様、各地区の集団健診会場で受診いただけるようにする予定でございます。新たに20歳から39歳の生活習慣病予防健診、それから75歳以上の後期高齢者の健康診査についても、同会場で受診できるようにいたします。

さらに、これまで基本健診を受診することができた社会保険などの被用者保険加入者の被扶養者の方につきましても、原則的には被用者保険が実施する健診を受診いただくこととなりますが、受診券と被用者保険証を持参いただければ、同じ集団健診会場で受診ができるような体制を考えております。

最後に、市町村合併の前と後で、水府地区の上高倉地区及び下高倉地区の健診会場が統合されて、距離が遠くなり、受診しにくくなったのではとのご質問がございました。平成18年度より、上高倉におきましては5会場を1会場に、下高倉につきましては2会場を1会場に集約いたしました。議員ご質問の、特に上高倉地区の安寺と持方地区については、大型車である胸部レントゲン検診車を搬入する危険などを考慮しまして1会場に集約いたしました。交通手段のない高齢者の方には距離が遠くなりまして、ご不便を来たす結果となってしまいました。平成2

0年度から特定健診が開始されますが、この地区の方が健診を受けやすくなるよう対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 5番益子慎哉君。

〔5番 益子慎哉君登壇〕

5番（益子慎哉君） 2問目の質問をさせていただきます。

1問目、わかりやすいご回答、ありがとうございました。2問目、その点について、またちょっと深く掘り下げたいと思います。

その前に、市内駐在所の整備統合計画の本市の対応というところで、私は伺ったときに、調整の段階でも市民生活部が対応なされ、市民生活部の中でも市民協働推進課で対応されましたけれども、私は、本来のあり方であれば、この件は総務部で対応と思います。市民協働推進課というのは、本来は交通安全、防犯対策とか、市民協働の関係で進めていく課であり、駐在所の統廃合とか上部県警との対応なんかを考えますと、総務部の担当じゃないかと思います。市の総務部の分掌の中にも、その他の部に属さない事項の調整に関する事とか、その辺で含まれているんじゃないかと思います。また、隣接する市の方にもちょっとお伺いしたら、大体総務部が対応するんじゃないかということを書いていましたけれども、その辺……、課が違つと、やっぱりその辺の守備範囲でかなり誤差が生じてくるし、情報のとり方なんかも変わってくると思うんです。だから、私は総務部できちっとやるべきじゃないかと思いますけれども、その辺のお考えをお伺いします。

答弁の中で、「計画決定ではないので」という答弁がありましたけれども、市内を統合する駐在所で計画が出されていて、数も大体出されているのに、まだ計画が決定されていないというようなご答弁をいただきましてけれども、そこまで結構細かい情報が出ているのに対して、やっぱり市として、情報を正確に確認して対応をしていくという考えが、何か不足しているように思われますが、その点についてお伺いします。

2問目の健診について、ご回答ありがとうございました。これまで同様のいろいろな健診というのを進めていくということで、大変関心を持っております。

その点で1つなんですけれども、先ほど、かなり健診率が下がる場合に対してペナルティーが課せられると。受診率を上げていくという中でやっぱり考えなくてはならないのは、受診料というのをある市町村なんかでは無料にしてまでも、受診率を上げたほうが、結果的にはペナルティーを課せられないという考えもあると聞きました。やっぱり受診料をなくして、負担金をなくして、その分受診率を上げるという考えもあると思いますが、その辺についてご回答をお願いいたします。

あと、上高倉地区の保健診察の場所ではありますが、削減する理由というのが、私には、ちょっと枝があってそこに入っていけないからとか、そのような理由というのが書いてありましたけれども、その辺というか、やっぱりやる考えとか、事業を推進していく意識の低さを感じられましたけれども、送り迎えによって対応するとか、その辺を考えていただいておりますので、前向き

に、すべての皆さんに割と受診しやすいような対応を進めていただきたいと思います。

その2点、お答え願いたいと思います。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 2回目の質問で、2点ご質問をいただきました。

担当役割についてのお話だと思いますが、今後の安全で安心なまちづくりを推進していく上で、駐在所の役割は重要でありますので、警察との対応につきましては、内部関係各課と連携を密にいたしまして、組織一体となった対応をしてみたいと考えております。

2点目の、細かい情報が不足しているのではないかというお話でございますが、今の段階では、駐在所の再編につきましては構想段階という話だけで、具体的な話はまだ伺っておりませんが、情報収集につきましては、今後もっと積極的に太田警察署または県警本部にも情報収集をして、その対応につきましては遺漏のないようにしていきたいと思っております。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 2回目のご質問にお答えいたします。

1,000円の負担金をいただいているところでございますが、健診は、議員の言うとおり、多くの方の受診をいただきまして、結果を反映させることが大変重要でございます。この辺から、負担がないほうがよろしいわけでございますが、事業費等の関係もありますので、ご理解をいただきたいと思いますと思っておりますが、さらに今年度から始まります新しい、各戸に通知をしながら方向をしていくわけでございますが、その中で、今後そういう形で負担金をなくすような方向ができるのかどうか、その辺も含めて検討してみたいと思っております。

それから、もう1点ございました。高倉町ですが、上高倉、下高倉の、確かにレントゲン車を搬入するのが非常に厳しい状態がありましたので、こういう形にしましたが、今後、健診の受けやすい具体的な方策ということで、健診日にマイクロバスとかワゴン車等を使いまして、健診会場までの送りをさせていただいて、多くの方に受診をいただければと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長（高木将君） 5番益子慎哉君。

〔5番 益子慎哉君登壇〕

5番（益子慎哉君） ご答弁ありがとうございました。

まだ答弁が違って、私、総務部の考えじゃないかということでご質問したのに、まだ市民生活部のほうで答えていただいたんですけれども、私の違いかどうか、ほかの市町村なんかにお聞きしましたら、やっぱり総務部の対応だと。この辺がやっぱり市の行政として大事だと思います。私は、総務部というのは、野球のチームで言いますれば、監督が市長で、コーチが副市長、それで、総務部がやっぱりキャッチャーの、要するに全守備を見て、総務部が、ボールが上がったときに、「はい、セカンドとってください」とか「ショートとってください」とか、そういう指示をする方で、たまたま今度はキャッチャーフライが上がったときに、「おい、セカンドとれよ」

というような話だったと感じるんですね。

やっぱりそういうふうな、全体的に決まっていればいいけれども、対外的にほかの市町村でも見られるというか、そういうふうに総務部が対応するんじゃないかなという考えがあるのに対して、市民生活部で対応しているということで、私は市民生活部の協働推進課というのは、やっぱり先ほど申したように、細かい市民の防犯の啓発とか交通安全の対策とか、そういうのにはどんどん進むべきだと思いますが、やっぱり警察署の統廃合とか駐在所の統廃合なんかというのは、もっとその上のレベルで、要するに調整がかなり必要な段階のことだと思いますので、その辺、総務部長、どういうふうにお考えなのか、その1点だけお伺いして終わりにしたいと思います。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長(川又善行君) 駐在所の配置の課題につきまして、3回目のご質問がございました。

総務部としましては、情報の共有化を図りながら、適切に、また検討・対応をしてみたいと考えてございます。ご了承をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高木将君） 次、7番平山晶邦君の発言を許します。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） 7番平山晶邦であります。

3月議会といういつも思うのですが、1年は早いものだなという考えを持ちます。3月議会は、行政年度の最終月でもありますし、また、新しい年度の予算を決定する議会でもあります。その中で私は、19年度の反省を踏まえ、今後の市行政に期待する思いを込めて、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めます。

第1の質問は、市税の中における目的税である入湯税の使い方と、ゴルフ場利用税交付金の用途についてであります。

この質問を考えたとき、私は15年ぐらい前、今は県議会議員をしている親友とある政治家に会ったときに、その方から、地方議会ではよく何に使うのかという歳出についての質問が多いが、歳出を支える歳入がどのような目的の税、補助金、交付金によって構成されているのかを勉強することが大切であるというアドバイスを受けたことを思い出しました。そして今、国においても、道路特定財源の問題等、税金のあり方、財源のあり方が政争の大きな争点になっています。

そこで私は、20年度の常陸太田市予算を考えると、市税の目的税である入湯税が、どのような目的を持って歳出されているのかを教えていただきたいのであります。

ご存じのように、目的税は特定の費用に充てるために課する税で、普通税に対するものであります。租税は、地方団体の事業または施設が、当該団体の一部の者のみに利益を与えるような場合、応益の原則に基づいて、当該事業または施設に要する費用に充てるため、創設されているわけでありまして。

そのような中であって、目的税である入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、浴場施設との関連性から、環境衛生施設、その他観光施設及び消防施設に要する費用に充てるための課税でありま

す。入湯施設と市行政との関連性が強く、施設整備のための費用を入湯施設利用者に応分に負担させようとする趣旨でできています。

入湯税の標準税率は1人当たり150円ですが、常陸大宮市では100円、大子町では日帰りは50円、1泊は150円、石岡市は120円であり、常陸太田市は150円の標準税率を採用しております。徴収方法は、浴場の経営者、その他徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定して、徴収をお願いしております。このように、入湯税は、市行政と浴場施設との関連が大変強い中で、市が使える税金となっています。

常陸太田市の20年度予算では3,075万円計上されておりますが、これを150円の入湯税で割りますと、常陸太田市温泉施設12カ所で20万5,000人の方が利用し、入湯税を負担することになります。

しかし、残念ながら、常陸太田市の入湯税は年々減少しています。17年度決算額は3,961万1,000円、18年度決算額は3,819万9,000円であり、19年度は3,633万円を予算計上しており、20年度予算では3,075万円を計上しています。このように、20年度予算額は、17年度と比較すると実に22%の減少になり、17年度の78%まで落ち込んでいます。そのように、団塊の世代のリタイアを迎え、温泉ブームだというのに、常陸太田市の温泉浴場利用者は年々減少しているわけでございます。

また、温泉浴場の経営は、利用者の減少と軽油や重油等の燃料費の高騰から、大変厳しい状況が見受けられます。私はある浴場経営者と面会し、状況を聞いたのでは、夜の利用者は500円、そのうち150円が入湯税で350円が売り上げ、そのうち消費税5%を引くと、売り上げは330円。そこから経常経費を引くと、利益はほんの少々だそうであります。そして、燃料は2倍から3倍になり、ボイラーをとめたらパイプが腐食してしまうので、とめられない。そのような状況に利用者の減少が加わり、大変難しい経営であることを教えられました。このように、常陸太田市の温泉浴場の経営状況は厳しいものがあるのです。

入湯税は本市の条例で決することができる税金であり、財源であります。入湯税の使い道いかんによっては、産業の振興、市民の福祉の向上について、一般財源として市単独で利用できる財源なわけですから、利用者増加を図るにはどうするのか、浴場経営についてどのようなサポートができ、援助する施策ができるのかを考えることは、本市にとって大変重要な、そして必要なことであると思います。入湯税の歳入について、一般財源化した歳出の中でどのように使われているのかをお伺いいたします。

次に、ゴルフ場利用税に伴うゴルフ場利用税交付金の使途についてお伺いをいたします。

ゴルフ場利用税は、道府県がゴルフ場を利用する者の支出行為に担税力を見出して課する税をいいます。昭和29年、第3種の施設の利用に対する入場税を娯楽施設利用税として道府県に存置することとなり、その後、平成元年、課税対象をゴルフ場に限ると、名称を改めたものであります。道府県に納入されたゴルフ場利用税の10分の7に相当する額を、当該ゴルフ場所在の市町村に対し交付することとされております。この意味するところは、ゴルフ場に通ずる道路の維持補修等のために、市町村の財政負担を考慮したことによるものだと言われております。

そこで、常陸太田市の交付金は、20年度予算では19年度予算と同額の1億200万でありませんが、17年度決算額では1億700万、18年度決算額では1億1,500万円でありました。このように、ゴルフ場利用税交付金は本市における一般財源の1つの柱であります。市内のゴルフ場8場の固定資産税は1億3,000万円強であり、8つのゴルフ場の常陸太田市在住雇用者は180人を数えるのです。また、ゴルフ場年間利用者は約32万人が利用しています。このように、ゴルフ場を1つの常陸太田市の産業と考えるならば、ゴルフ産業は常陸太田市に大きな利益をもたらしているのではないのでしょうか。

常陸太田市に貢献しているゴルフ場に対し、私は残念に思うことがございます。ここに常陸太田市が編集した『常陸太田まるごとマガジン常陸太田市』という冊子がありますが、この冊子の中で、常陸太田市に貢献しているゴルフ場が全く紹介されておりません。私の近くのゴルフ場の道路が、普通の生活道路よりよく整備されている現状はないように思います。これでは、あまりにも常陸太田市のゴルフ産業がかわいそうではありませんか。

ここに工業団地誘致のパンフレットがございしますが、この中に、市奨励金の項の中で、市は、進出した企業に対しては3年間、固定資産税相当額を奨励金として交付する。そして、新規雇用奨励金として雇用者1人当たり10万円を3年間にわたり交付するとありました。私は、工業団地誘致への優遇制度も必要だと思いますが、現在でも常陸太田市に税金の面、雇用の面、そして県内外からの利用者確保に、大変厳しい環境の中で頑張っているゴルフ産業に対しても、何らかの市としての施策を講じていく必要があるのではないのでしょうか。市行政も、もっとゴルフ場経営者と話し合い、本市のゴルフ場産業をバックアップしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。ゴルフ場利用税交付金を、常陸太田市一般財源の中でゴルフ場利用者のために有効に使う必要があると考えますが、今後の用途についてお伺いをいたします。

第2点目として、市内の小学校、中学校の教育施設の改修についてお伺いをいたします。

教育を受ける権利は万人において平等であります。そして、平等である以上、教育施設に地域格差があってはならないし、使用する者の利便性がよくなければなりません。また、教育施設は、時によって危機管理の施設として利用される場合があり、多面的機能を有する施設でもあります。それゆえ、常に良好な状態に保っておく必要がある施設でなければならないと、私は考えています。

そこで、毎年、予算の中で小学校・中学校の工事請負費を計上しているわけですが、4月から25の小学校・中学校の改修計画はどのような進捗状況になるのか、その優先順位はどのように調整するものなのかをお伺いいたします。

第3点として、介護保険適用事業所へのチェックについてお伺いをいたします。

さきの新聞紙上等で、介護保険認定施設での不正受給が問題になり、認定施設の取り消しが報じられております。全国的にはコムスンの問題、または本県においては、県西地区でグループホームを運営していた株式会社の不正受給の問題等、介護保険にかかわる認定施設の問題が社会問題となっています。高齢化が進んでいる本市においても、介護の問題は重要な問題でありますし、特に施設における不正受給等の問題が発生したならば、大変迷惑な問題になります。

そこで、常陸太田市において、市が管理監督しなければならない施設は幾つあるのか、それらの施設に対する監視、監査のチェック機能はどのように行っているのかをお伺いいたします。

第4点目として、先ほど同僚議員のほうから、新規就農者の観点から耕作放棄地への質問がございましたが、私は、今の農業、そして農地の現状から、改めて耕作放棄地への対応についてお伺いをいたします。

私は、今、農業は未曾有の危機に瀕していると考えております。耕作者の高齢化、生産物の低価格化、再生産がきく農業経営の欠落等、中山間地域の常陸太田市にあっては、今後予想される農業地の耕作放棄地拡大は、非常にやっかいな問題に発展していくと思います。

減反奨励として、麦、大豆をつくりなさいと奨励しても、驚くなかれ小麦30キロで32円あります。これでは生産意欲がなくなります。やな田はがさやぶとなり原野と化し、圃場整備した水田さえ、今、セイタカアワダチソウが生い茂る田んぼとなっています。それでも、水田として課税されています。

このような現状を考えると、市は、ただ手をこまねいていたのでは、問題をさらに大きくするばかりであります。耕作者のモチベーションを上げながら、いかにしたら耕作放棄地の減少に歯どめをかけられるのか、本市の対応についてお伺いをいたします。

第5点目として、森林湖沼環境税の取り組みについてお伺いをいたします。

茨城県は、3月の県議会の議決を経て、この4月から平成24年度までの5年間、個人・法人の県民税均等割額の超過課税方式、上乘せ方式と申しますか、それによって税収見込み額約16億円の森林湖沼環境税を導入することとしたようであります。県民税均等割税超過課税方式導入により、市・県民税合わせて、市民の負担は4,000円から5,000円になります。市民の負担もふえてまいります。そのため、この財源を有効に使っていかねばなりません。

森林面積を多く有する常陸太田市は、森林湖沼環境税を使った事業にどのように向き合っているのか、そして、具体的な事業はどのように考えるのかをお伺いいたします。

県が考えている森林に対する事業は、間伐に対する事業や身近な緑の保全整備事業、県産材の利用促進事業、森林環境教育事業等に使うことを予定しているようではありますが、県予算が限られた中では、他の市町村との予算獲得競争が起きるのではないかと私は考えています。

そこで、常陸太田市は、この予算措置の中で、県に対してどのような提案ができるのかが大切な要件になってくると考えますが、いかがでしょうか。他の市町村に負けない提案ができることを期待し、現在の森林湖沼環境税に対する本市の取り組み、考え方についてお伺いをいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 1点目の、市税の中における入湯税、ゴルフ場利用税交付金の使途についてのご質問にお答えいたします。

入湯税でございますが、総務省自治税務局が作成しました入湯税の使途の例示により、多額の経費を要しているごみ処理事業、し尿処理事業、観光協会補助金などに充当しているところでございます。

次に、ゴルフ場利用税交付金でございますが、県に納められた税のうち70%について、交付金として、ゴルフ場の所在市町村に交付されることになっております。普通税でありますので、その使途については制限がなく、一般財源とされております。

議員ご指摘のとおり、入湯税やゴルフ場利用税は、利用客からご負担をいただくことによって、税の収入につながるものであり、その利用客の確保及び増加を図る対策は、財源の確保、産業振興、観光振興などの上で大切なこととあります。こうした観点に立って、目に見える具体的な事業を実施していたかを問われれば、不十分さは否めないところであると考えております。

今後、利用客のニーズに即した対応策を講ずるためにも、ゴルフ場や温泉浴場、旅館業や物産所の皆様との意見交換の場を設けるなどして、地域産物の販路の拡大、イベントや宿泊施設としての利用など、可能性を研究しながら、緊急性や公平・公正さを考慮し、総合計画実施計画の中で、効果的な事業の具現化を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の耕作放棄地への対応についてのご質問にお答えいたします。

当市における遊休農地は、2005年農林業センサスでは、全体で691ヘクタールとなっております。この遊休農地の解消に向けた取り組みとしましては、まず1番目としまして、市、県、財団法人、県農林振興公社、グリーンふるさと振興機構などと連携を持って、県北地域遊休農地解消プロジェクトチームを組織し、水府地区でのパイロット事業団地内の8.5ヘクタールを耕地し、常陸秋そばを作付しております。また、同地域内には、水府愛農会も常陸秋そばの作付に取り組んでおり、その面積は13ヘクタールとなっております。

2番目としましては、中山間地域直接支払い制度の推進を図っており、43集落、対象面積253ヘクタールの実施に取り組んでいるところでございます。

3番目としましては、金砂郷地区において、金砂郷地域放牧部会12名が、電気柵を使用し、1.2ヘクタールの遊休農地に牛を15頭から30頭放牧しております。また、金砂郷常陸秋そばオーナー制事業において1.3ヘクタールを、有限会社みずほ農援に10.5ヘクタールを、それぞれ常陸秋そばの作付をし、有効利用を図っているところでございます。

4番目としましては、太田地区におきまして、大門地域と河内地域にそれぞれ活性化推進会議を組織し、常陸秋そば、青大豆の生産や、そば打ち、みそづくりなどを実施する農業体験に取り組んでおります。また、市民農園として、1区画25平方メートル、60区画の利用を提供しており、それぞれ好評を得ているところでございます。

次に、遊休農地防止における基本的な推進計画といたしましては、農業委員会が実施いたします農地流動化推進事業と連携を図り、地域の担い手への農地の利用集積や、定年帰農者、新規就

農者の利用促進を図ることとしております。当年2月末日現在の利用権設定状況としましては、総計で申しますと、3,395筆、面積483.5ヘクタールを数えているところであります。今後、関係機関との連携を密にし、発生を防止を図るとともに、有効利用の促進に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、5点目の、森林湖沼環境税の取り組みについてお答えいたします。

当市における森林面積は2万4,000ヘクタールであり、そのうち民有林については1万5,706ヘクタールを有しております。現在における林業を取り巻く状況を見ますと、木材価格の低迷や林業生産性の悪化など、厳しい情勢が続いており、森林の荒廃が広がりつつあります。このため、県は平成20年度から森林湖沼環境税を導入し、環境保全を図るために利用することとしており、当市としましては、これを受けまして、間伐事業の推進を図るため平成18年度に間伐促進全体計画調査事業を実施し、4,163ヘクタールを調査したところでございます。

その結果、A判定である、おおむね3年以内に間伐を行う必要がある森林の面積約1,800ヘクタールと、B判定である、4年から6年以内が1,200ヘクタールとなっており、合計約3,000ヘクタールの間伐を取り組む必要があると考えております。しかし、現在、県からの具体的な実施計画や予算配分などの提示がされていないため、当市における当初予算には計上することができない状況となっております。補正予算で対応することとしているところでございます。今後、県からの実施計画の提示と予算内示を受け次第、実施地区を選定し、団地を形成した上で、効率的な間伐事業の実施を計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 市内の小学校・中学校の教育施設の改修についてのご質問にお答えをいたします。

小中学校における学校施設の改修や修繕につきましては、施設や備品の老朽化等により改修する箇所が毎年違うことから、前年度において各学校より改修要望を受け、担当課において現場確認、内容を精査し、翌年度の予算要求を行い、決定された予算に基づき、改修などに対応してきております。なお、施設等の小規模修繕につきましては、あらかじめ学校に予算配当を行い、速やかに修繕ができるよう対応をしております。

平成20年度につきましては、小学校における修繕料及び工事請負費は、合わせて3,560万円、中学校につきましては2,535万円の予算措置をしております。

また、小中学校における下水道接続工事、排水路改修工事、敷地のり面整備工事、校舎防水工事等については、計画的に工事を進めており、児童生徒への安全性も考慮しながら、よりよい学校生活のための教育環境整備に努めてきております。

今後につきましても、小中学校施設につきましては、校舎や設備などに改修を要する箇所が多くありますので、各学校からの要望等を踏まえながら、計画的に対応してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 高橋正美君登壇〕

福祉事務所長（高橋正美君） 市が行う介護保険使用事業所へのチェックですが、指導監査の対象施設は、グループホーム7事業所、小規模多機能居宅介護2事業所、認知症対応型デイサービス事業所1事業所、基準該当短期入所生活介護事業所1事業所、計11事業所となっております。

指導の内容につきましては、従業者の人員基準、設備基準、契約関係書類、サービス計画書の確認や介護報酬請求が適切に行われているか、請求関係書類のチェックを行っております。また、高齢者虐待防止法、身体拘束禁止等の観点から、利用者の生活実態の確認をするとともに、虐待や身体拘束についての理解や防止のための取り組みについて指導を行っております。

さらに、不正請求を防止するチェックシステムにつきましては、現在、国保連合会の介護給付適正化システムを活用し、介護保険のサービス情報と入院情報などの医療情報を突合し、同一者がいるかどうかの確認、重複請求のチェック、施設入所者の初期加算のチェックなどを行い、不正請求防止に努めているところです。

以上です。

議長（高木将君） 7番平山晶邦君。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） 2回目の質問をいたします。

まず、市税の中における入湯税の目的、ゴルフ場利用税交付金の用途についてであります。

産業部長のほうからご説明があったんですけども、やはり今、国で論じられております道路特定財源とかというものは、目的税を今度は一般財源化しようという議論であります。しかし、常陸太田市で行われておりましたのは、目的税も一般財源だから、その中で使ってもいいよという議論であります。私は、やはりその逆で、入湯税の問題を考えると、そういう利用者の利便性とかというものを考える必要があると考えます。

そこで、常陸太田市も、温泉施設の利用者が年々減っていると。これは、先ほどから申し上げていることでございます。そして、浴場経営の改善を、市としてどのようにバックアップしていくのかということも申し上げました。しかし、ただいま産業部長の答弁からは、何か物足りない、何かインパクトが弱いと、このように申し上げるほかないと思います。産業部長の答弁で果たして間に合うだろうかという危惧さえ持ちます。

常陸太田市は、先ほどから申し上げているように高齢化が進んでいる。入湯税に関して言えば、高齢化が進んでいる地域であります。常陸太田市にあって温泉施設というのは、なくてはならないものであります。そのような観点から言うと、例えばこれは私の提案でございますが、常陸太田市の65歳以上の市民には入湯税をかけない、こういうことはいかがでしょうか。また、常陸太田市の温泉は温度が低いわけでありますから、温泉事業者が今、原油が相当高騰している中、そういう燃料費をかけながら経営をしているわけでありますから、例えば燃料費の補助を施設に対して行うとか、また、敬老祝金なんかを9月に各町内にやっておりますが、このような敬老祝

金を浴場割引券に変えて発行するとか、あと1つは、日帰り温泉施設と宿泊温泉施設の入湯税の額を変更する。これは大子町でやっていることでございますから、特に常陸太田市においては、日帰り浴場施設というものが多施設でありますから、このような形に変えるとか、また、これは聞くところによりますと、市民バスを、例えば増井町のあの道路がありますが、市民バスは増井町の茨交のところでおられるけれども、それからプールだとか、次の温泉浴場なんかに行くところまで行ってないから、非常に不便を来しているとかというお話がございますので、こういう市民バスを温泉浴場の前に巡回するというような形に変えると、非常に利便性がふえてくるんじゃないかというふうに、このようなことを私は具体的に考えるわけでございます。

この私個人が考えるだけでもこれだけ具体的なことがあるんですから、太田市役所700名の私恵を集めれば、もっとこの入湯税の使い方に関してのいい案が出てくるのではないかと、このように考えております。私は、本年度予算内でもできることがあれば、取り組んでいただきたいと思っておりますので、この辺に関して、改めてご答弁をお願いしたいと思います。

そしてまた、ゴルフ場利用税交付金の使途であります。茨城県の中で、市内に8つのゴルフ場がある市は、常陸太田市ぐらいかもしれません。そして今、ゴルフは、一部の人々のスポーツ・娯楽ではなく、大衆のスポーツになり、多くの人々の娯楽となっているのでありますから、ゴルフ産業が常陸太田市に貢献していることを十分に理解し、県内外の利用者からも、常陸太田市のゴルフ場に通ずる道路はきれいだったとか、常陸太田市はゴルフ場案内板が整備されていてわかりやすいという、利用者の声を聞けるよう、常陸太田市のゴルフ産業がこれからも多くの利用者にあげられるために行政も取り組んでいただきたいと、このように思っています。

例えば、統一看板の設置とか、パンフレットの作成、利用者への利便性のある道路の管理、また、今、農業者も困っておりますが、聞くところによりますと、ゴルフ場も、イノシシの害獣駆除対策などで非常に困っているお話を聞きます。これらをゴルフ産業の方々と話しながら、市の施策を打っていただきたいと思っております。また、ゴルフ場が置かれている立場を理解し、個々のゴルフ場の問題解決にも努力していただきたいと思っております。これに関して、副市長にその辺の決意を改めてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、市内の小学校・中学校の教育施設の改修についてであります。教育長からの内容、私も了解をいたしました。要望があり、計画があるというふうな形で改修を進めているんだよということ、了解をいたしました。

ここで私は、教育次長にお伺いをいたしますが、教育次長になられて1年が過ぎようとしておりますが、教育次長は、市内の27の小中学校を訪問し、その現状を把握しているのでしょうか。私が聞いたところでは、教育次長は小中学校の現場を見たことがないとの話を伺いました。しかし、私は、教育委員会、そして教育行政のナンバー2の教育次長に限ってそのようなことは決してないし、市内の27校の現状は、現場で確認をとっているだろうと確信をいたしておりますが、教育次長になられてからの1年、27校の小中学校を訪問し、現場の声を聞きになっておられるのかを、改めてお伺いをいたします。教育次長が現場を知らなければ、私は、改修工事の計画や優先順位を策定することができないという思いをいたしておりますが、いかがでしょうか。そ

のことをあえて思い、質問をさせていただくわけであります。

介護保険のチェックに関しましてございましたが、請求関係を主に市はチェックをするというふうなご答弁がございました。私は、介護施設が持っている、例えばヘルパーさんが整備されているのだろうか、介護福祉士さんがきちっとそろっているのだろうかとかという、その体制的なものはチェックしているのだろうかということに関して、その1点だけ、介護保険使用事業所のチェックについてはお伺いをいたします。

そして、4番の耕作放棄地の対応についてであります。私は、この問題は大変難しい問題だと、このように承知しております。しかし、先ほども言いましたように、圃場整備した水田さえも、もうセイタカアワダチソウがあって、どうするかという声を多く聞きます。やな田に至っては当然であります。ほとんど原野化しております。そういう観点から思いますと、先ほど県の農林振興公社なんかとの連携というふうなこともお聞きいたしました。やはり市長なんかも、市長になる前、農業サポーター制度ですか、そういうふうな形で農業に非常に造詣が深い方でありますので、その辺の中で、何らかの農業の現場を管理するという観点で、何か常陸太田市の中でも考えていただければと考えております。

それと、森林湖沼環境税の取り組みについてであります。私は、県北地域、そして筑波山なんかの周辺の森林に関しては、県が決定したというふうに聞いております。そういたしますと、やはり他の市町村、例えば高萩市に負けない常陸太田市の森林湖沼環境税に対する提案、常陸大宮市に負けない常陸太田市の提案、これはやはりもっとブレークダウンしてきちっと考えていく、そして県から提示されたならば速やかに提案すると、そういう気構えが必要ではないかと思えます。

先ほどの話を聞いていますと、県が決めていないからまだ具体的な……ということですが、やはり段取り八分と申しますか、その辺のことも含めまして、この取り組みに関してはよろしくお伺いをいたします。

今のことをお願いいたしまして、2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 入湯税、ゴルフ場利用税の用途についてのご質問でございますが、入湯税、ゴルフ場利用税につきましては、本市の大切な税源であり、また歳入源でもございます。その用途につきましては、目的税でありまして、国の示すルールに基づきまして執行しているところでございます。

一方、本市におきます温泉施設、そしてゴルフ場につきましては、利用者を初めとする本市の元気づくり、そしてまた交流人口の増を図る上から貴重な施設であり、本市の大切な産業資源でもございます。そのため、ご指摘のありました件につきましては、利用者の利便性を高め、産業の活性化を図る観点から、公益性や公平性等を十分踏まえまして、ただいま具体的な案等につきましてもご提示いただきましたけれども、事業者を初め、関係者から十分な意見を伺いまして、しっかりと検討してまいりたい。その上で、計画性を持った事業等を、できることからしっか

りと取り組んでまいりたい。決意のほどを述べさせていただきます。

議長（高木将君） 教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） 再度の質問にお答えいたします。

施設改修にかかわり、市内27小中学校があるわけではありますが、私の職責として、1年間の中ですべての学校については訪問をしておりません。本年4月から統一的に施設管理をすることで、教育総務課内に施設係ができて、今、担当2名で対応しております。現実的には、その担当者との協議等の中で、改修等の決定をしているのが現状であります。先ほどの議員の発言につきましては、重く受けとめていきたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 高橋正美君登壇〕

福祉事務所長（高橋正美君） 再度のご質問にお答えいたします。

不正請求だけでなく、そのほかの体制的なチェックということですが、先ほども申しましたように、従業者の人員基準、それから設備基準、さらに契約関係書類、サービスの計画書、そういうものの確認も行っておりますし、個々の利用者の特性に応じた介護サービスの計画、さらには、意見調整の場としての定期的にサービス担当者会議も開催しているかどうか、さらには、目標の達成度、ケアプランに基づいたケアが実施されているかなどについての評価も行っております。

さらに、介護サービス計画の経過記録、会議録、サービス計画の変更等、そういうもろもろの各種記録等の整備も行っているかどうか、そういうことについてもチェックしておりますし、指導を行っております。

以上です。

議長（高木将君） 森林湖沼環境税関係はどなた……。産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 森林湖沼環境税の取り組みについて、再度の質問にお答えします。

県におけます間伐事業取り組みの通知を受け、いち早く手を挙げまして、平成18年度に調査事業を着手したところであります。調査実施は10市町村となっております。平成19年度はモデル事業を取り組み、本事業実施準備をしているところであります。また、事業を効率的に進めるため、20年度に事業としております、森林組合において間伐専用機械の整備を2台予定しております。また、森林サービスにおいても1台の整備を計画しており、これらを稼働させた場合の実効性のある事業量を提示しまして、県との予算確保について協議してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 7番平山晶邦君。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） 私の5点に対する質問に対し、前向きな答弁をいただきまして、本当に

ありがとうございました。

最後に私の考えを述べて、質問を終了したいと思うんですが、私の大好きな歌に、この執行部のひな壇におられる増子保健福祉部長のご子息でありますマシコタツロウさんが作曲し、歌っている「ハナミズキ」という名曲があります。その詞の1節に「君と好きな人が100年続きますように」の詞が歌われております。この詞にあるように、行政の経営も、100年の計を思いながら、今、何をしなければならないのかが必要ではないでしょうか。行政に携わる者は、10年後の常陸太田、20年後、50年後、70年後、100年後の常陸太田市の夢を考えることは必要ではないかと思えます。

「常陸太田市がこれからも100年続きますように」を願いながら、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高木将君） 申し上げます。先ほどの益子議員の一般質問の中にありました平均寿命の数値につきまして、訂正の申し入れがありましたので、それを許可いたしますことをご報告いたします。

次、2番深谷渉君の発言を許します。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） 2番、公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告の順に従いましてご質問いたします。

最初の1項目目の質問は、災害時要援護者支援対策の取り組みについてでございます。

常陸太田市洪水・土砂災害ハザードマップが完成し、3月末には全世帯配布に伴い、今後、住民説明会を開催するとお伺いいたしました。関係各位のご努力に感謝申し上げます。

ハザードマップには、避難情報の中で、住民に求める行動として、要援護者への支援者の行動が記載されています。今、災害時にみずからの身を守ることが困難である高齢者や障害者等、要援護者を適切に避難させる体制を整備することが、喫緊の課題として自治体に求められております。

平成18年3月、政府の中央防災会議において、災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示され、具体的な避難支援計画の策定等の取り組みを市区町村に要請しています。その前提となる要援護者名簿の作成が、まだ全国的に不十分な状況にあります。平成19年3月末時点で、要援護者の情報を管内全域で把握している市区町村の防災関係部局は15.7%、同様に、モデル地区など一部で把握している防災関係部局は10%で、残りの74.3%は要援護者の情報を全く把握しておりません。

平成19年第3回市議会定例会において、同僚議員から要援護者名簿作成についての質問がありました。そのご答弁によると、総務部、保健福祉部、市民生活部、建設部による検討会で、名簿作成は、共有方式と、内容によって手上げ方式とする2つの方式の併用により、要援護者名簿の作成をする方向で検討しているとのことございました。今後、住民説明会などでも説明が求められると思えますので、現在の進捗状況と今後の見通しをお伺いいたします。

2007年3月の能登半島地震で、震度6強を観測した石川県輪島市は、死者1名、重傷者4

6人、全半壊した建物は1,599に上るなど、大きな被害に遭いました。その中で、65歳以上が約半数という、市内でも特に高齢化が進んでいた門前町地区では、死者、行方不明ともにゼロで、地震発生から数時間後にはすべての高齢者の安否確認がとれていました。それは、同地区が日ごろから、行政と民生委員が協力し、要援護者の情報を把握していたためであります。寝たきりは桃色、ひとり暮らしは黄色といったぐあいに色分けをし、書き込んだ独自のマップが役立ったのです。

一方、同7月におきた新潟県中越沖地震では、地元の柏崎市が要援護者名簿を作成していましたが、個人情報取り扱いに慎重だったことなどから、地元との情報共有が不十分で、迅速な安否確認に活用されませんでした。

以上のように、行政側の対応により相反する事例が出てきています。要援護者個人情報を平常時から自主防災組織等へ外部提供することで、一人ひとりの避難支援プラン、個別計画の策定ができ、迅速な対応ができたケース、一方で、個人情報保護の観点から自主防災組織等と平常時に十分な情報の共有ができずに、対応に苦慮したケースです。

本市として、どのような対象者を共有方式と手上げ方式とに区分するのでしょうか。

また、手上げ方式では、要援護者登録についての対象者本人や家族に、目や耳から周知を徹底して、丁寧に行わなければなりません、その方法をお伺いいたします。

また、その手上げ方式で収集した個人情報を、平時にどのような頻度で自主防災組織等と共有し、避難支援プランを作成していくのでしょうか。

もう1点は、避難支援ガイドラインによると、平常時から、福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして、要援護者支援班などの設置が示されていますが、これは、今述べたように、収集した情報を平常時にどのように自主防災組織等と共有していくかを考える上で、必要になってくる組織だと思えます。組織設置についてのお考えをお伺いいたします。

2項目目の質問に入ります。防災情報のメールサービス配信の導入についてであります。

市民の方からこのような話をいただきました。先日、買い物をしてお店から駐車場に出たとき、消防車がサイレンを鳴らして、私の自宅のある方向に走っていった。もしかして自宅かその近くなのかと不安に思い、ほかの用事は後回しにして自宅に急行したと言うのです。火災現場はその方の近くではなかったそうですが、その方は、外出したときに火災の現場を確認する方法がないものかと言うのです。外部のスピーカーでは、位置や風向きなどで聞き取りにくいこともありますし、市民は聞こえない場所にいるときが多くあります。

私はその後、いろいろ情報を探しましたところ、防災行政無線の放送と同時に、携帯電話やパソコンに防災情報を一斉に配信するシステムを導入している多くの自治体があることがわかりました。そこで、本市としても、このシステムを導入することをご提案いたします。本市のウェブサイトメールアドレスを登録するサイトを設け、それに登録した方に、火災等の防災情報を配信するという方法です。これですと、その情報が必要と考える人がどこにいても、聞き間違いや聞き逃しがなくなります。そして、何より一刻も早く火災現場に到着しなければならない消防団

員の方や、自主防災に当たる住民にとって、何よりも有効であると思います。災害情報に限らず、不審者情報等も配信し、市民へ安心できる情報を提供することができます。

このシステムの導入には、配信側の情報の正確性と即時性の確保、夜間の職員体制の問題、また、携帯電話各社との大量メール配信時の技術的な問題、情報セキュリティーの問題など考えられますが、今や多くの自治体で導入しているもので、大きな問題はなくクリアできることだと思います。導入についてのご見解をお伺いいたします。

3項目目の質問に入ります。

平成20年度一般会計予算書の民生費、衛生費に、妊婦・乳幼児外来・入院自己負担助成事業費、小学校3年生までの医療費の助成事業、そして妊婦委託健診検査を3回から5回へ、乳幼児等インフルエンザ予防接種助成事業、麻疹・風疹混合追加接種事業などを新設、または拡充したことは、私も何点か一般質問で導入の検討をお願いしたことでありますし、評価できます。関係各位に感謝申し上げます。

そこで、「未来を拓く人づくり」、「温もりのあるコミュニティのづくり」のためにも、もう1点推進してはどうかという観点でご質問いたします。それは、5歳児健診についてであります。現在、乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条の規定により、市町村が乳幼児に対して行っています。そして、健康診査実施の対象年齢は、ゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診になります。

実は、3歳児健診から就学前健診までの、この期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っております。なぜなら、発達障害は、早期発見・早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるのですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われております。発達障害は、対応がおけると、それだけ症状が進むと言われております。また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応・対策を講じることなく子供の就学を迎えるために、状況を悪化させてしまっているといった現状があります。

厚生労働省による平成18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は、3歳児健診では、何ら発達上の問題を指摘されていませんでした。報告書の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないとしております。

香川県三木町では、平成18年度から、軽度発達障害の早期発見、弱視の早期発見、小児肥満等の小児生活習慣病の予防を目的として、5歳児健診を実施しております。

軽度発達障害とは、知能検査では軽度低下、または境界以上である発達障害の一群です。普通学級に通っている子供の5%程度が、この範囲に属すると考えられております。その病気の特異性により、学校、社会生活を営む上でいろいろな問題が生じやすく、ときにいじめや不登校の原因にもなっております。具体的な病名としてはADHD、学習障害、高機能性広汎性発達障害、軽度精神遅滞とその類縁疾患の一部がこの一群に属しております。

平成17年4月1日、発達障害者支援法が施行されました。その中で、国、都道府県及び市町

村の役割として、発達障害児に対しては、発達障害の早期発見，早期支援，就学前の発達支援，学校における発達支援，その他発達支援が行われるとともに，発達障害者に対する就労，地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう，必要な措置を講じるとあります。

以上のことから，スクリーニングとして最適であり，かつ問題を抱えることが予想されます就学までの1年間の余裕を持てるような5歳児健診が，医学的にも社会的にも必要と考えられます。

また，5歳児健診は，生活習慣病予防として，特に肥満が増加し，肥満細胞がふえ，完成してしまう時期である就学前をとらえての生活指導を目的としております。食生活指導，就寝・起床時間やテレビ・ビデオ等の視聴時間など，生活習慣全般を指導しています。

三木町では，三木町食生活改善推進協議会による食育教室や，弱視早期発見のために視力検査も実施しております。三木町では，「すべての子供がその子らしく生き生きと成長できるように，そして，健全な社会生活を過ごせる大人として自立していけるように」の思いのもとに，毎月5歳児健診を実施しているとのこと。

このような観点から，5歳児健診の早期導入を願うものでありますが，本市としてのご見解をお伺いいたします。同時に，具体的に5歳児の人数は当面把握できますので，毎年どのくらいの予算になるのか，試算があればお願いいたします。

4項目目の質問に入ります。市営住宅の公募方法についてであります。

今年1月に市民の方から，事情があり今すぐにも市営住宅に入居したいのですが，今，募集していますかと聞かれました。担当窓口に聞いたところ，あいてはいるが募集はしていないとのことでした。そして，約1カ月後の2月25日の「ひたちおおたお知らせ版」に，10戸の市営住宅の入居者公募が出ていました。

この10戸の住宅は，ここ一，二カ月であいたとは思われません。民間企業であれば，あいた部屋はすぐに補修し，清掃をして，次の入居者を募集します。ある程度個戸数がまとまらなると募集できないというのは，行政側の理由であると思いますが，いかがでしょうか。市民の税金で建てた住宅を効率よく市民に提供できず，何カ月も住宅を空き家のままにして，本来もっと使用料が自主財源として入るにもかかわらず，そのままにしておく理由をお聞かせください。

そして，当市の住宅の募集方法の基本的なお考えをお聞かせください。

また，当市のホームページから，市営住宅の情報まで到達するのに非常にわかりにくいと思います。「暮らし」から「市民生活ガイド」を開き，「生活環境」の項目の「住まいと建築」のアイコンを，私はここにあるのかなと思いながら，とまどいながら，やっとあったというわかりにくさです。他市を参考に見たところ，トップページに既に「住宅」のアイコンがあり，必要な情報がすぐに見ることができます。

当市のその出てきた内容には，すぐに知りたい情報も全くないのです。つまり，今，公募しているのか，いないのか，また，どのような市営住宅があるのか，募集方法は定期公募なのか，随時募集なのか，全く掲載されておりません。今は，2月25日のお知らせ版をクリックすると募集内容が掲載されていますが，住宅の公募を調べるのに，この場所をクリックはしないのではな

いでしょうか。市民の目線に立った作成を期待します。この点、募集方法とともに改善できないのでしょうか。お伺いいたします。

最後に、予約型乗り合いタクシーについてお伺いいたします。

快適な暮らしづくりには、当市のような少子高齢化が進んだ広範な地域には、地域公共交通の整備はどこよりも大きな課題であり、市民が期待する事業です。市民バスの運行と同時に、予約型乗り合いタクシーが、昨年11月から本年1月までの3カ月間試行運転されました。非常に短い期間ではありましたが、その結果についてお伺いいたします。利用登録者数、登録者1人当たりの利用頻度、利用者の声等について、具体的にお教えてください。

平成20年度予算書には、予約型乗り合いタクシーの試行運行に1,012万9,000円の予算が計上されております。3カ月の試行運行の反省を踏まえて、どの点について再度調査していくのか、いつからいつまで試行運転をしていくのか、周知期間やその方法はどのようにしていくのかも、あわせてお聞かせください。

本年1月4日から、新コースによる市民バスがスタートしました。今後、この市民バスの利用状況を考慮しながら、予約型乗り合いタクシーの並行運行について、十分に研究していかなければならない課題だと思います。私は、予約型乗り合いタクシーはぜひとも定着させてほしいと願う1人ではありますが、市民の利便性を十分考慮しながら、むだのない市民バスと今後の乗り合いタクシーの試行運転についての考え方について、お伺いいたします。

以上、通告いたしました5項目の質問は終わりました。ご答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 災害時要援護者支援対策についてお答え申し上げます。

まず、災害時要援護者名簿の作成状況についてでございます。

本市の災害時要援護者名簿は、高齢者を対象とした名簿と、障害者を対象とした名簿の2種類を作成することとしております。高齢者を対象とした名簿には、75歳以上の高齢者のみの世帯を市が保有するデータから抽出する共有方式で作成し、昨年12月に完成してございます。障害者を対象とした名簿には、視覚や聴覚、肢体不自由等の障害者の方を登録するため、本年1月25日号の「ひたちおたお知らせ版」で、登録を希望する方を募集する手上げ方式により周知をしまして、現在、名簿登録希望者の受け付け、取りまとめをしているところでございますけれども、登録者につきましては、ただいまのところ19名と少ない状況でございます。

また、この周知につきましては、「災害時要援護者名簿登録を希望する皆様へ」というチラシを作成しまして、総務課、福祉事務所、支所総務課の各窓口にも置きまして、啓発を図っているところでございます。

今後も、随時登録申請を受け付けるとともに、説明会や、定期的に広報紙への掲載やホームページなどによりまして、登録申請の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、支援計画・支援プラン作成についてでございます。

本年度、水害や土砂災害時の危険地域や避難施設等の情報を市民の方にわかりやすく提供する

ため、ハザードマップを作成し配布することを予定してございます。これらの情報を市民が有効に活用し、安全・迅速に避難するためには、町会組織の協力が欠かせないものと考えます。このため、町会に対して、町会における避難の仕組みづくりをお願いしながら、協議していく予定であります。避難ルートや避難所の開設等とあわせ、災害時要援護者への支援体制についても、町会と市が連携して整えていく考えでございます。そのため、町会向けに、避難の仕組みづくりのためのガイドラインの作成を行っているところでありまして、今後、町会の代表であります町会長さんと協議を行う予定であります。また、災害時要援護者名簿を町会長さんや民生委員さんに提供し、情報の共有化を図り、支援体制の充実強化を図ってまいる考えでございます。

次に、福祉と防災の連携による町内横断的組織の設置についてでございます。

現在、洪水・土砂ハザードマップの作成にあわせまして、災害発生時の職員の対応について整備するため、災害時対応マニュアルの作成を進めております。この中で、災害時要援護者への支援を担当する班を設置しまして、災害時要援護者の支援を行っていく考えでございます。

次に、防災情報メールサービス配信についてでございます。

災害時の緊急情報は、防災行政無線を用いて住民に速やかに伝えております。20年度には、緊急地震速報や武力攻撃の警報等の緊急情報を、24時間体制で住民に瞬時に伝達しますJ - A L L E R Tを導入し、緊急情報の伝達をさらに充実強化する予定であります。また、防災行政無線の放送を聞けなかった人のために、テレホンサービスも実施しております。

議員ご提案のメールサービスにつきましては、経費やシステム利用度の課題等も含めまして、調査研究をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長(増子修君) 5歳児時健診の推進につきましてのご質問にお答えをいたします。

現在、当市におきましては、発達障害の早期発見のため、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診におきまして、それぞれ心理相談を実施しております。健診の結果、発達障害の心配がある幼児に対しましては、事後指導としまして、家庭訪問指導、乳幼児育成指導事業 ステップ教室でございますが、におきまして、専門スタッフによる児童の経過観察や保護者への養育指導及び支援を実施しております。

健診の状況としましては、発達障害が疑われる場合、遅くとも3歳児健診の時点で要観察対象児となり、その後の定期的な状況確認や保護者への相談を実施しております。また、保育園や幼稚園との関係機関とも積極的に連携をしまして、健診後の経過観察での連携や、逆に、園での集団生活に入って、発達障害等が気になる児童がいれば、専門スタッフによる巡回相談や発達支援相談等の活用によりまして、支援を行っております。3歳児健診におきまして要経過観察対象とならなかった児童の対応も、連携をとり合いながらきめ細かく行っております。

さらには、就学前の児童に対しましては、教育委員会の教育相談へつなげたり、指導経過が入学後の小学校とスムーズに連携ができるよう、学校関係者、教育委員会、保護者、心理判定員、

保健師等の関係者の会議を持ちまして、連携を図っております。このように、子供を取り巻く関係機関との連携を深めまして、今後とも事業を推進してまいります。

また、茨城県の状況でございますが、平成17年4月1日に発達障害者の支援法が施行されまして、保健、医療、福祉、教育、労働などの専門家からなります発達障害者支援体制整備検討委員会が設置されました。その中におきまして、平成19年度に、5歳児を対象とした保育園、幼稚園用の「子どもの気になる行動確認マニュアル 発達障害の支援のために」が配布されまして、発達障害の体制づくりが進められております。

5歳児健診についてですが、方法も3歳児などの集合健診などとは違いまして、集団での遊びなどから診査も必要なことから、保育園や幼稚園へ出向きまして巡回健診となるなど、非効率的なところもございます。専門医師を初めスタッフの確保が困難な状況もあるため、平成20年3月1日現在、茨城県内を見ますと、5歳児健診を実施している市町村につきましては1市のみとなっております。

5歳児健診の予算の試算についてのご質問がございました。5歳児健診につきましては、5歳の誕生日に実施するとしまして、年12回の実施で120万円程度の予算になるのかなということで試算をしております。専門医の確保を初めとする人員体制や、発達障害から来る保護者の不安、告知の難しさや、その後のフォロー体制の整備など、さまざまな課題がございます。ご提言いただいておりますので、さらに情報等を収集しながら、今後、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 市営住宅の公募方法についてお答え申し上げます。

市営住宅において、定期的な募集ができないかのご指摘についてでございます。市におきましては、従来、春、夏及び冬の年3回、それぞれ1回当たり6戸から7戸の募集を行ってまいりました。しかしながら、ここ2年ほどは、磯部団地を建てかえするに当たり、入居されている方20名の移転先を確保する必要がございましたことから、その分、全体の募集戸数が約10戸程度と少なく、年1回の募集となったものでございます。磯部団地入居者の移転につきましては今年度をもって完了しますことから、来年度からは従来どおり年3回程度の募集に改めてまいりたいと存じます。

次、ホームページによる募集情報の提供についてでございます。議員ご指摘のとおり、市営住宅に関する情報提供に当たりましては、検索しづらいなど、一部につきまして不備がございました。今後につきましては、ホームページ上の市営住宅情報へ容易にアクセスができるようにしますとともに、市営住宅の概要、募集の有無並びに募集に関する情報等も提供し、入居を希望されます方の利便性を図ってまいりたいと存じます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 予約型乗り合いタクシーにつきましてのご質問にお答えを申し上げます。

3カ月間の試行運行の結果についてでございますが、利用登録者数が296名ございました。各地区の利用状況でございますが、延べ人数で申し上げますと、常陸太田地区の南部が89人、常陸太田地区の北部が123人、金砂郷地区が137人、水府地区が229人、合計で578人の方がご利用になりました。

利用頻度でございますが、登録者1人当たりでは約2回でございます。また、利用された方の実人数で申し上げますと、6.5回となっております。

また、利用された方の声であります。利用されました89名のうち79名の方からアンケートの回答をいただいております。結果の主なものでございますが、目的地として最も多かったのは病院でございます。約35%でございます。続いて、スーパーマーケット等の買い物の利用が約17%でございます。料金につきましては、300円でよいとの意見が6割を少し超えております。安いというご意見が26%ございました。高いというご意見はございませんでした。市民バスとの比較であります。乗り合いタクシーのほうが利用しやすいとの意見が73%ございました。今後も利用したいと答えた方は、約85%という状況となっております。

次に、2点目の、平成20年度当初予算に計上しました試行運行についてのご質問でございますが、本年度におきましては、運行システム、運行地区、ダイヤなどの妥当性について検証を行いますとともに、利用者のご意見をいただくため、試行運行を実施してまいりました。この中で、各地区の運行に要する時間、ルート設定に要する時間等がわかってまいりましたので、これらをもとに、1日の運行ダイヤ、予約期限の見直しなどを行いまして、再度試行運行をするものでございます。この試行運行の期間であります。運行許可を受けるための期間を考慮しまして、7月から9カ月間を予定しております。市民への周知につきましては、広報紙、それから市民バスの中等への掲示によりましてお知らせをしますほか、本年度利用登録をされました方には別途通知をするなど、その周知徹底に努めてまいります。

3点目の、市民バスの新コースの利用状況等についてのご質問でございますが、乗り合いタクシーと併用運行をいたしました本年1月の市民バスの利用状況につきましては、全10コースの合計で3,469人の方が利用になられまして、前年度の同時期と比較をしますと、約83%の利用でございました。

この市民バスと乗り合いタクシーの運行についてでございますが、平成20年度に試行運行を行います中で、利用者等のご意見をお聞きしながら、路線バスなどの他の公共交通との調整を行い、より効果的な運行体系を検討してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 2番深谷渉君。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） ただいまは、丁寧なご答弁ありがとうございます。2回目の質問に入ります。

災害時要援護者の支援対策の取り組みについてでございますけれども、手上げ方式で1月に募

集したところ19名という、本当に少ない数字であります。本当にこういった障害者に対する支援というのは、災害時に一番大切になってくると思いますので、ぜひともその推進を図っていただきたいと思います。

そこで1点、市の職員、また民生委員、自主防災組織等の関係者に対する研修会、または講習会の開催、要援護者を支援する地域づくり、人づくりへの環境整備の促進について、お考えがありましたらご答弁をお願いしたいと思います。

2点目の、防災情報メールサービスの配信についてでございますけれども、これは、何より耳の不自由な方にとって、常陸太田市または常陸太田市に高齢者になった家族が住んでいる市外在住の方にとっても、非常に便利で安心できるサービスだと思います。現在、群馬県の渋川市などでは、文字の情報に加えて地図情報も配信しております。そのほか、成田市、熊谷市、三浦市、横須賀市など、非常にたくさんの自治体が導入を図っておりますので、調査研究ということでございますけれども、ぜひとも積極的に導入に向けて検討していただきたいと思います。

5歳児健診についてでありますけれども、昨年9月に、東京新聞に「増える5歳児健診」という見出しで記事が載っておりました。非常に考えさせられる問題でしたので、若干引用させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

3年前から長野県駒ヶ根市が毎月開いている5歳児健診には、その月生まれの子供と親が参加する。問診や歯科検診とあわせて行う複数の「集団遊び」で、子供たちが集団の中でどう振る舞うかを親と専門家が観察する。遊びには、それぞれ目的がある。絵本の読み聞かせは「集団の中で座って聞いていられるか」、フルーツバスケットは「遊びのルールを理解できるか」。5歳前後で差が出てくる集団への適応能力や社会性を見る項目が多い。このときの観察や問診をもとに、診察を受ける。

気になる子供には、親の了解を得て、さまざまな支援が受けられるようにする。臨床心理士らが保育園を巡回し、保育士と保護者の相談に応じたり、必要な支援を考えたりする。集団の中でうまく過ごせるよう、月1回市内の療育施設に通い、訓練を受けることもできる。

昨年度は対象者の9.2%が受診。保護者の中には「健診があって、助かった」と話す人もいる。2年前に受診した男児7歳児なんですけれども、その母親は、健診で興味のわからない遊びには全く参加しようとしないう姿を見た。それまでは、「意志の強い元気な子」とだけ思っていたが、団体行動が苦手だと知った。まずは、要観察。半年後、月1回の訓練に通うように勧められた。最近は落ち着きも出てきたと感じているというような内容が述べられておりました。

先ほどの三木町の取り組み、また今の駒ヶ根市の取り組みのように、健診だけではなく、本当に今、自治体としての相談体制、支援体制を整えて、5歳児健診が進められなければならないと思います。予算的には年間120万ほどの予算だということですので、ぜひとも前向きに検討していただいて、5歳児健診、未来の子どもたちのために、ぜひとも検討していただきたいと思います。

市営住宅の公募についてであります。私は、これを質問するに当たって検索したところ、平成17年第2回の定例会において、当時の建設部長が、市営住宅についての質問に対して以下の

ように回答しております。「今後の募集のあり方ですが、空き部屋が出た場合には、できるだけ速やかに募集をかけていきたい、そのように考えています」という答弁が出ておりました。

この当時の答弁から2年9カ月たっておりますけれども、現在までどのようにこの答弁が生かされたのか、私には疑問でありませんでした。それとも、この答弁は全くほごにされてしまったのかどうか、その線お聞きしたいと思います。

予約型乗り合いタクシーの件については了解いたしました。今後とも十分検討の上、市民に利便性を図っていただきたいと思っております。

以上で、2回目の質問を終わりにいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 障害者への支援について、職員、町内会、自主防災組織、民生委員などへの研修等の考えはとのご質問がございました。内部職員につきましては、班体制設置の中で、また町会組織や民生委員さんについては、町会長さんや福祉事務所などと協議をしながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 市営住宅の公募に当たりまして、平成17年度の部長答弁の後、どのようにその施策が生かされてきたのかというご趣旨かと思っておりますけれども、先ほどの磯部団地のご説明を申し上げましたように、18、19と、申しわけないんですけども、移転のための住宅を確保せざるを得なかったという背景がございまして、そのような不本意なことになったわけございまして、20年以降につきましては、ご指摘を踏まえまして十分対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（高木将君） 2番深谷渉君。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） 2回目の答弁に感謝いたします。

市営住宅の公募についてでありますけれども、イレギュラーが発生したためにそういったことができなかったということで了解いたしますけれども、ぜひとも今後、ホームページ等の掲載も含めまして、きっちりした対応をお願いしたいと思います。

私たち議員は、本当に一つ一つ市民の生活に根ざした問題に対して真摯に取り組み、行政側を批判するだけでなく、本当に真剣に、いかに市民が住みやすい市になっていただけるかということで、真剣に一つ一つ物事を考えていきたい。そういった姿勢で今後とも取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わりにいたします。

議長（高木将君） 次、25番生田目久夫の発言を許します。

〔25番 生田目久夫君登壇〕

25番(生田目久夫君) 25番生田目久夫でございます。議長のお許しがありましたので、事前通告をいたしておきました常陸太田市駅周辺整備事業、それから、県道稲木木崎線、通称木崎トンネルの進捗状況について、それからもう一つ、国道293号バイパスの進捗状況について、これは身近に考えたときには、増井町、瑞竜町を横断する道路であります。この3つについてご質問を申し上げます。

ご質問を申し上げる前に改めて申し上げますが、私ども議員が、住民の代表として市行政全般について質問をすることは、議員固有の権能であって、住民の信託にこたえて、執行者の所信や疑問について質問を得ることは、議員としての使命を果たす職責であると信じております。議会は、一般的に批判と監視の府と言われておりますように、議員は質問を通して、市政の事務事業について、政治責任を明確にすることによって、公平・公正・効率的な行政確保を図るための一般質問というものは、その意義の使命というものはまことに大きいと言わざるを得ません。したがって、本来の権能を考慮するとき、私ども議員は、心の資質や能力を高めるために、日常を通じて常に調査研究を重ね、住民の負託にこたえるよう努力をしていかなければならないと思っております。

申すまでもなく、地方公共団体の首長と議員は、おのおの相関関係の信頼の中で、真摯にしっかりと支え合っていかなければならないと思っております。こうした思い、考えの中で、ただいまよりご質問を申し上げます。

前日も申し上げましたが、この問題につきましては、この地域は長年の懸案であり、また、平成12年度から開発指定地域にもなっておったところであります。ところが最近になりまして、突然降ってわいたような、市当局の、変則開発と多額の建設費のむだ遣いになる等々と、このような実施計画、説明では、到底納得が得られないと、こういう大きなうねりが出まして、この意見によりまして、開発には大賛成だと、しかしながら、もう少しこの問題は深く考え直し、見直しをお願いしたい、こういう住民の切実な願いのもとに、急遽407名という、本当に血の出るような請願書が、市長のもとに提出されておったわけでありまして。

ところが、今考えますと、昨年5月17、18日の両日に、初めて地元山下町集会所におきまして、午後7時から、部長を初め約8名の方が2日間参りまして、そのときには大変な問題になりましたが、何とかこの騒ぎを抑えようということで、見直しということをおっしゃって帰っていただいた。私も中に入りまして、議員という立場で、何とか地域住民の声を本当に受けとめていただいて、何とか見直しをしてくれるであろうと、こういうふうに感じておった。

ところが、平成20年度の一般会計主要事業ということで、暫定駅周辺整備事業費ということで、3億3,145万5,000円というものが計上されたわけでありまして。結局、開発は賛成だが、もう少し時間を置いて考えて見直してくださいという切実な407名の陳情者の思いを、市長はどのようなふうにとめて、今日、強攻策に、このようなふうに出ているのか。この辺についてお尋ねをいたします。

地元のそういう方からぜひ聞いてくれということでありますので、私も一生懸命……、何か花粉症みたいな気がするんですが、一生懸命頑張ります。

次に、県道木崎稲木線の進捗状況についてであります。

都市計画道路木崎稲木線，仮称木崎トンネル工事業は，ご承知のように平成9年度に着工いたしまして，今年度までに約11年経過をいたしており，その総工費というのは53億円を予定しております。現在までに約30数億円が使われておることとありますが，この事業は，慢性的な交通渋滞で，特に都市機能の充実を図る上で，幹線道路が集中し，変則5差路となっているため渋滞している駅前周辺の交通状況の改善等を図り，特に県道日立笠間線は，ご承知のように幅員狭小で急勾配であり，一方通行区間があるなど安全快適性が確保されていないなど，特に都市機能の低下など，これらの問題を緩和させるために，安全で豊かな市民生活の実現のためには，地域振興，また活性化のためにも，生活基盤・基礎となる本路線の整備は必要不可欠であると。この幹線道路の完成をすることによって，市民の日常生活や防災道路としての機能充実と，さまざまな効果が期待されます。こういうことが云々ということで，県土木の建設課でも，このようなことをおっしゃっております。

この事業の現在までの進捗状況について，お伺いをいたしたいと思います。

次に，国道293号線バイパスの進捗状況についてであります。

先ほど申しましたが，この道路は，間近には増井町・瑞竜町を結ぶ路線で，常陸大宮市から日立を東西に結ぶ物流の拠点となり，都市機能の充実を図り，地域の振興の活性化や生活基礎基盤の基礎となり，安全・快適で豊かな市民生活の実現のため，本路線の早急な整備は必要不可欠であります。殊に増井町や瑞竜町などの住民の期待は，大きいものがあります。この道路がいつできるんだか，できたら，本当にこれ以上の便利になることはないでしょうねと，早くお願いをしてつくっていただきたいと。今騒ぎになっております道路云々の問題，なくなっちゃったら本当にできないんだからというような声が聞こえてくるわけであります。

この事業の現在までの進捗状況について，ひとつお願いをいたします。

とりあえず一応，これでご説明をよろしくお願い申し上げます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 駅周辺整備事業の見直しに関連してのご質問にお答えをしたいと思っております。

駅周辺の整備につきましては，以前よりも申し上げておりますとおり，変則交差点の解消による交通安全，あるいは駅利用者の利便性の確保，さらには駅東西の連携の強化，常陸那珂港や日立港への物流道路としてのボトルネックの解消，市の玄関口，情報発信基地としての都市機能の充実等々，重要な役割を担うものでございます。

この計画策定に当たっては，地元及び市民の皆様への説明会を開催してきたのは，ご案内のとおりでございます。そして，その後におきましても，費用をミニマイズしてこれを実行するということを考えまして，都市計画法に定められました手続，すなわち常陸太田市の都市計画審議会，さらには茨城県都市計画審議会等の可決を経まして，現在の計画をもって，今後とも事業推進してまいりたいと思います。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 都市計画道路木崎稲木線トンネルの進捗状況についてお答え申し上げます。

現在、県におきましては、国道349号の旧道から東側の国道349号バイパス手前の交差点までの区間におきまして、既存の雨水管線の布設がえでございます暗渠化工事を現在実施してございます。来年度も、引き続き暗渠化工事を実施する予定としてございます。また、来年度、すなわち平成21年度末には、東側よりトンネルの掘削工事に着手し、平成22年度末に完成、トンネルを含む全線も供用が開始される予定となっております。

次に、国道293号バイパスの現在の進捗状況と今後の見通しについてでございます。

まず、国道349号バイパスから西側の増井・瑞竜工区約2,100メートル区間についてでございます。増井町の源氏川から西側区間につきましては、ほぼ用地取得を完了し、源氏川東側と菅田小学校に至る市道までの区間につきましては、約8割の用地を取得してございます。さらに、本年度から一層の事業進捗を図るため、瑞竜工区におきましても用地取得を進めてございまして、本年1月末現在で、用地取得状況は約29%となっております。

次に、常陸太田工業団地から東側の小目町国道293号までの区間3,200メートルについてでございます。この区間につきましては、既に世矢小学校から東側の延長320メートルが供用開始され、本年度は真弓町の弁天川橋りょう上りょう部及び関連する改良工事と、常陸太田工業団地東側の延長90メートルの改良工事を実施してございます。

進捗状況については以上でございます。

議長（高木将君） 25番生田目久夫君。

〔25番 生田目久夫君登壇〕

25番（生田目久夫君） どうもありがとうございました。

3番目の瑞竜につきましては、よく理解をできました。何とかひとつ、今の問題にならぬうちに何とか完全供用ができるように、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、2番目のトンネルと駅前開発というものは非常に関連をしております、先ほど申し上げましたように、駅前の交通緩和は、トンネルをも通るんだと。平成9年から、ご承知のように始まっております。53億円といいますから、昔でしたら金利で見たら、8分から1割というと、10年たつと、53億ですから約倍近くになる。どうもこの間のテレビでも、日本は道路のつくりが高過ぎるんじゃないかというような話もありますが、それは別にしまして、今、市長からのご丁寧にご説明をいただきましたが、どうも、何としても、善意に解釈しようと思っても、理解ができないんですよ。何としてもできない。

私も、先ほど申しましたように、いよいよ見直しをしてくれるんだと。何とか多少でも見直ししてくれて、スムーズに進めてくれるのかなと。道路財源の問題じゃないですが、それになる前にというように思いましたが、本日、ご承知のように3億3,000万、ことし出てきて、予算に計上された。どうも私、この辺が何としても理解ができません。

近くの住民が本当に真剣にやって、この不況で、私どもは本当に11年も前から、あんなのところは開発地域に入っているんだから、あまりむやみに金かけないでいてくださねというような状況でずっといたわけです。ところが、そういうことで、急に日立電鉄の廃線となったら、いきなりその話になりまして、結局、山下町集会所で2日間説明会があったと、こういうことになってできたのであります。それで、住民の方々も、ぜひ改めて議会のほうで私らの声を訴えてくれというようなことで、こういうことになっております。

申し上げますが、常陸太田市山下町の住民は、今、疑心暗鬼の状況にあります。なぜかと申しますと、長年、地域住民、結局開発予定地区ですから、その懸案であります常陸太田駅周辺まちづくり計画が平成12年度から始まり、過去6回の説明会が行われてきたのですが、諸般のいろんな事情によりまして、これという決定案も見つからず、今日まで至った次第であります。

しかし今回、突然、市と県の事業で、山下町交差点を核とした、市は、駅舎建設並びに交通広場等、県は、改めて国道293号、国道349号の山下交差点の改良工事として計画を立てまして、地域の住民の意見意向も一切聞いておりません。そういうことで、一方的に進めてきたということで住民の意向で、まさに今決定されようとしていると。

一部の地権者を除き大多数の地権者、住民及び市民は、この施設計画には絶対反対であると。なぜかと申しますと、昨年5月17、18日の両日に、地権者説明会があり、喜んで私どもは参加したと。84名の出席者があり、そこで初めて道路計画平面図なるものを見せられ、あまりにも不規則で不自然な点が多く、特に駅舎は、今までと違って、線路のこっち側にあったのが向こう側へ行ってしまふ。そして、それも、あまり例も聞いたことない、西向き、北向きというような感じのもとに、そして、交通広場も不必要性、あるいは道路整備の何だかんだ逆だななどと言って、地権者や住民の怒りが爆発しました。そして、罵声や怒声ですから、本当に聞いてもらえないようです。議員も四、五名、2日見えておりますから、よく存じておりますが、終始、結局困難の中で、両日ともに、本当に何もなし。結局、解散に追い込まれてしまった。

地権者や住民関係者の本当に待望していたまちづくり、10年以上も待っていたんですから。修理もしないで、何とか負担をかけないようにして、有効的に活性化を図ってもらおうという思いで、皆さん待っていたわけです。そういうことで、私どもの待望したまちづくりとは、とてもほど遠い計画だと。市政の責任はまさに重大であるというようなことで、現在の道路の建設にしても、今、申されたように、本当に虫食い状態ですよ。これが、仮に今問題になっている道路特定財源が廃止にされたら、1本の道路も完成しないままになってしまうんじゃないか。これでは、果たして常陸太田市の発展があるのだろうか。こういう皆さんの声であります。こんな現況の中で、県の事業である国道293号線、あるいは国道349号線の道路改修工事が、駅前周辺まちづくりの中で、今決定されようとしておるわけであります。

また、現在、先ほどもお尋ねをしましたが、日立笠間線、通称木崎稲木トンネル工事が、平成9年度から総事業費53億円で着工されており、太田市役所手前から市の高台下を経て西側、国土交通省側に開通されるようになりますと、ご承知のように日立の6号方面から、水戸方面から、そういうバスや大型車の、あるいは乗用車等が、太田の駅前を進入することなく、おそらくそのバ

イパスを左折して、トンネルを通過して、金砂郷地区、水府地区、あるいはその先へ行きまして、常陸大宮市、笠間市と、こういう方向を通過するであります。

それに加えて、ことしは、先ほども建設部長からありましたが、20年度完成予定という仮称木島橋、これは皆さんのご承知のように、金砂郷の小島から橋を渡って那珂市の門部へとつなぐものでございますが、これも平成12年度から総事業費が38億円と言われる。こういう膨大なお金をかけて、着工しておるわけで、これも完成すれば……、ことしで完成するわけですよ。これが完成しますと、水戸市、あるいは東海村からひたちなか市、那珂市、すべてのあの辺の方向の地区の方が、短時間で水戸へ行ったりこっちへ来たりという、こういう両線が開通を間もなくいたす。そして、太田駅前の車両の乗り入れというのは、ご承知のように、多分、現在の3分の1以下に減るのではないかと、こういうことが予想されております。

電鉄が日立製作所の雇用問題で開通したのは昭和4年であります。私のおやじなんかもそれを見て、あそこへ土地を買い、店を開いたと。そういうずっと歴史があって、その方が全部今までのことを知っているわけですよ。

そういう中で、ここ1年にできるものを、なぜこの金がないときに、今この時期に、23億円ですよ。市は、ご承知のように、県内で何番目ですか。93.9%という数字が並んでいるんですよ。それに、もう事業はできないという段階にあるのに、補助が幾ら出るからとか、何が幾らだと。結局は住民の、市民の負担になってくるわけです。そういう金を工面してまで、この工事を急ぎ、何をそんなに急いでやらなきゃならないのかなと。両線が開通して、交通量の調査をよくしてもらって、その流入量というものを確かめて、その上で、本当にあまりお金のかからない、効率的な、確かに合併後の常陸太田市の玄関口にふさわしいものをつくっていただきたいと、こういう願いなのであります。

今の駅前開発の説明によりますと、道路の拡張、あるいは歩道の拡張整備、それから現在3カ所、横断歩道があるわけです。上から行くと、菊池時計屋さんという三差路、市内に上がる大宮方面、建設省へ行く、そこに1カ所、それから駅前タクシーさんの隣に1カ所、私の前に1カ所、こういう3カ所。この3カ所を2カ所にする。道路も広くする。そして、歩道を広くする。そして、あげくの果ては、今、人命の、命の綱とも言われる歩道橋も撤去する。そして、あげくの果てには、その道路の拡張したところに、人口30万だ、50万だと言われる大都市の駅前の交通量と似たように、スクランブル交差点をつくるんだと。どうなんですか、これ。

先ほども皆さんがおっしゃっているように少子高齢化、歩く人はどんどんふえるが、子供は少なくなる。したがって、車の利用度も少なくなる。小中学校の統合がある。高校の廃校・統合もあるという時代が来るんですよ、今から。そういうときに、駅前にそんなでっかい道路をつくって、今までさえも渡るのに大変な……、車を押して渡る年寄りなんかは、信号が変わるころにやっとなんかまで行くような状態ですよ。皆さんご承知ですが、あれだけ広いんですよ、道路は。それをさらに今回直して、大きくして、しかもスクランブルだと。

議長（高木将君） 発言者に申し上げます。お時間のある中での発言ですから、ぜひ……。

25番（生田目久夫君） 黙って、ちょっと聞いてください。

議長（高木将君） すみません，発言者，お聞きください。先ほどの発言中に，こっち，あっち，それから路線名ですね，それから木島橋に関しましても，発言の間違ひがありました。これについては後ほどご訂正いただきたいと思いますが……。

25番（生田目久夫君） わかりました。時間がないからいいですよ。

議長（高木将君） 時間はとめてあります。数字的なものにつきましては，具体的な議事録にも載りますので，どういった調査から出てきた数字であるかという，その辺についても明確にさせていただきたいと思いますので，よろしく願いいたします。それから，質問の要点についても絞り込んでお話をいただきたいと思います。

25番（生田目久夫君） わかりました。これは住民から，この議会内でも訴えてくれということでありますので，それを私は受け取ってきて何しているんですが，そういうことで，全く無意味ではないかなと。我々，駅前の商店街だ何かは，生きるために必死で営業しているんだと。駅前商店街が，こんなことをしていたら死活問題だと。そして，将来は，大打撃を受けて1店もなくなってしまふんじゃないのというような，非常に深刻なんですよ。

厚生年金でもある方はいいですよ。本当に昔からの商店街をやっていた人をごらんください。みんな年金暮らしですよ。そしてある程度年配になると，労力もなくなる，能力もなくなる，どうして生活をするかという，そういう深刻なときに，既に日立では日立電鉄線の線路部分が市に無償で譲渡され，久慈浜構内と大甕駅陸橋を市が買い取るとの新聞報道がありました。このように，常陸太田市と県の都市計画課が何よりも先に優先しなければならないことは，道路整備とか駅舎建設とか交通広場建設とか歩道橋の撤去ではなくて，日立電鉄 先ほども立原議員がおっしゃっていましたが 跡地の問題を解決するという，このほうが先だと思います。皆さん，そう言っています。

この件を後送りにすることはまことに変な話で，新しい駅舎建設，交通広場の建設等に16億円という大金を使って，借金だらけの常陸太田市の財政の中で，しかも市がその全額負担して……。今では国鉄じゃありません。一企業のJRに無償で貸与するという前代未聞の話は，だれが一体どこから持ってきたんだという。また，だれが発想したのだろうか。市民感情としては非常に許しがたく，また，税収等激減の行財政の中で，計23億円というプロジェクトを進めようとする県と市の都市計画課のあり方，建設時期や建設設計の見直し等，地域の地権者，商店街，住民による，何回も申し上げますが，建設には賛成だが，よく時間をかけて見直してからぜひお願いしたいという，この切実な願いなんですね。400人。こういうものを再考していただいて，そして大久保市長の判断によって，これをしていただきたいというのが，こういう地域の願いなのであります。

大久保市長は，この前にもおっしゃっていましたが，ある……，茨城県新聞でしたか，行政と地域の住民はともに話し合い，真の市民協働のまちづくりと。人がいて，地域がありますと，魅力的な人が暮らし，市民一人ひとりの活動に生きる力がみなぎっていることが，まちの快適環境と元気のもととなります云々，こういうことをおっしゃっているんですね。

また，先ほどもその中にありましたが，あくまで住民本位の行政だと，今，部長がおっしゃっ

ておりましたが、これから常陸太田市のそういうテーマのもとに建設計画をしていくんだと、こういうことを言っておるわけです。

ところが、今これで申し上げましたように……、何でこんなんだ。そうしましたら、こういう問題が出てきました。私も、いよいよ予算化されたから大変だと。中に入って、まあ何とかしてくれるから少し待っていなよという形でやっている。そうしまして、どうも予算が出たから変だと思って、私、ここ四、五日いろいろ研究をしました。そうしましたら、こういう新聞が出てきたんです。

これは、読んでみますと、茨城新聞です。平成17年7月2日土曜日、常陸太田駅の周辺整備計画見直しを表意、大久保市長。常陸太田市の大久保市長は、1日の定例会見で、同市が計画している常陸太田駅周辺整備計画について、日立電鉄線廃止に伴い、これまでに地元地権者に示した計画は白紙に戻さざるを得ないと述べ、整備規模を縮小し、計画を見直す考えをあらわした。こういうものが新聞に出てきている。これは、地域の住民も知っているんですよ、みんな。

それで、こういう時点で、設計図は10年から12年かけてつくっていいんだよと。それで、一番いいのを見たんだよ、言っているから納得いかないでしょう。これ、市長……。

議長（高木将君） 発言者に申し上げます。要点を絞り込んでいただきたいと思います。

25番（生田目久夫君） この時点から変わっているんです。これを住民がよく知っているんです。

議長（高木将君） 何を質問したいのか、要点を絞り込んでいただきます。

25番（生田目久夫君） ですから、こういうことで、結局、これまでのを翻したという、ここに問題があったわけです。

いろいろ私も調べまして、これがありました、前の私の質問に対して、「国土交通省が最近発表した最優先して改良すべき交差点の中には、常陸太田駅前が挙げられている。その背景は、車が1億台1キロ走るとした場合に常陸太田駅前交差点を中心に、そこでの死傷事故の発生率が715.2件発生している。これは、交通戦争の言われた昭和40年代と同じ単位での数値300件を2倍以上超える死傷事故の発生交差点として、国交省は優先的に投資をして改良する交差点ということで挙げられている」と、こういう説明があったんですが、地元の人みんなこれを見て、何を言っているんだ。そんなにあるわけない。1日2万2,000何百台という統計が出ていますが、こんなに走っていたって、1カ月に1台か2台の事故しかないだろうと。これいいかい、こんなことで、駅前を変え、交差点を改良するということはいいいかがなものだと。こういうことなんですね。

結局、私、ここでお願いしますが、この交差点、これは何もこういう億単位の云々くんぬんって、いろいろ計算方式も何もあるようですが、そういう問題よりも、太田警察署へ行くと、駅前の事故というのはずっとあるわけなんですね。おそらくそれを基本にしてやっているわけですから、この数字をぜひここへ見せてもらって、こういう変な計算では我々はなかなか大変ですから、理解に苦しみますから、それを出していただくということ。

それから、今、申し上げますが、駅周辺整備事業、この3億3,144万5,000円、その内容

は、1、暫定駅前広場整備工事、それから2番が駐輪場移設工事、3番目がペDESTリアンデッキ、今の歩道橋ですね、それから、用地取得等々、これはどこの用地を何しているのか、この辺の明細をよくここで何していただきたいということ。

それから、いろいろあります。時間がありませんが、後でご質問しますし、これはまた次の段階でもやりますけれども、もう一つ、今回の駅周辺整備につきまして、これは今も言ったように、いつの間に認可されたのか。常陸太田市にもご承知のように議会でも4委員会がありまして、それが1つ出ているわけですが、それでもって都市計画審議委員会というのが構成されているわけです。県で認可されているんですから、おそらくその認可をするためには、たたき台になっているこちらの委員会の議事録というのが行っているわけだと思います。その議事録をひとつここで提出していただきたい。

あわせて、県でやりましたね。19年10月4日ですか、午後1時半から水戸笠原町の茨城県町村会館1階の講堂でやったと、こういうことになっておりますが、その議事録もひとつここへ出していただきたいということです。

それから、いろいろありますが、返事がなくなるようでは困りますので、この辺でとにかく何しますが、この前の14年のときに、基本設計が出ています。平成14年。これには、日立から進入をしてきて、太田の踏み切りを渡って駅前に突き当たりますね、ご承知のように。その突き当たる、その両側に、こっちには商業ゾーン、こっちにはバスターミナル、いろいろなこういう均衡のとれたものであったというのは先ほど申しましたとおり、こういうものでずっと来たんですが、今回になりましたら、これががらり変わりました、こっちは全然無関係。駅、上に上がるところも無関係。ほんの、この電鉄の場所ですね。踏み切りを渡りますと、今の使っております道路は廃止して、電鉄バスが発着していたあの広場の真ん中を道路が新たにつくられていくと、こういう形になっている。それで、そのわきの土地も、戸崎さんですか、通って、大宮方面につなぐと。

それで、今度は右側の市役所のほうへ行く通りは、その前の商店街をかすって向こうへ行くから、これも一途にすると。こういうような説明になったので、何をふざけているんだと。今までこんなことをやっていて、これから全然ニュースが入らなくなったのに、なぜこういうことをしているんだということでもあります。

とにかく、こういうことでありますので、今申し上げましたものを提出していただき、それから、今の問題について、またご説明いただけるならば、ひとつご答弁をいただきたいと。とにかくまた、時間が、次の段階でやらせていただきますが、とにかくご清聴ありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

議長（高木将君） 生田目議員、今、お求めになった資料提供については、通告のときにお話をしてありましたか。

25番（生田目久夫君） いや、ありません。

議長（高木将君） ないとすると、もしこの場で提示できない場合には、後でということになりますが、そういうことで……。

〔私語あり〕

議長（高木将君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 駅前整備事業について、3点かと思えますけれども、ご質問にお答えしたいと思います。

1点目が、おそらく死傷事故率のことかと思えます。

〔私語あり〕

議長（高木将君） 続けてください。

建設部長（川又和彦君） 交差点につきましては、それぞれ人身事故件数、それから交通量、交差点の大きさなど、諸条件がそれぞれ異なりますことから、その危険度を評価するため、国では、死傷事故率を補助採択の1つの指標としているところでございます。これは、簡潔に申しますと、全国にある交差点を、比較のために、交差点の大きさを1キロとし、交通量を1億台にお置きかえ、死傷事故率に換算するものでございまして、これは、太田駅前では先ほど申しました715.2件/億台キロとなります。国では、この数値が300以上の交差点を対象に、緊急に対策補助を実施することとしてございまして、全国的に比較しましても、715.2という数値で表されるこの交差点は、最も危険な交差点の1つと表現しても差し支えないと思えます。

次に……。

〔私語あり〕

議長（高木将君） 今、答弁中です。続けてください。

建設部長（川又和彦君） 次に、平成20年度事業についてかと思えます。工事関係についてでございます。来年度は、現在の駅前広場を北側に暫定的に移設する工事に着手します。これは、現在の駅前広場が新設されるホームの設置場所となるため、平成21年度にホームを移設し、平成22年度に駅舎を建設する必要があることから、早期に対応するものでございます。

これとあわせ、平成20年度には、ペDESTリアンデッキの撤去並びに歩道橋を継続して利用いただくための仮設階段の設置並びに暫定駅前広場となる現在の駐輪場の移設などを計画してございます。

用地についてでございます。来年度につきましては、市が整備を予定しております新設の常陸太田駅前通り線及び西バイパスの拡張でご協力をお願いします6軒の家屋の補償と、交通広場を建設するため必要となるJRの所有地の用地取得を行いたいと思えます。

それから、都計審の議事録についてですけれども、これは現在、申しわけありませんけれども、手元にはございませんので、追ってお渡ししたいと思います。

以上でございます。

議長（高木将君） 25番生田目久夫君。

〔25番 生田目久夫君登壇〕

25番（生田目久夫君） ありがとうございます。私の申し上げていることは、事故の実情ですね、あの駅前の。おそらく担当しているのは常陸太田警察署なんですね。それが、申しまし

たこういう億だの何だのかんだのじゃなくて、それが基本になっていると。ですから、これも物を出していただきたいと。その基本によって、建設計画を立てていると思いますから。

それからもう一つは、今度の開発についての3億3,000何がしの明細をお聞かせいただきたいということでもあります。

それから、もう時間になります。後でまたこの件はお聞きをいたしますが、今度は木崎トンネルの問題なんです。今、下水道のをやっていると言いますが、ここの前のほうはかなり事業が進んでおります。その場合に、あそこに、非常に使いやすい、便利だと言われている旧保健センターがある。あの旧保健センターを撤去するということが、非常に今叫ばれている。駅から行って近くで、非常に便利がいいんですね。私も調理師や何かで講習会をやったりするには、あそこが駅に近いものですから、集まりがよくて、大変集まってくるわけですが、そこを撤去するというようなことになっているんですが、撤去をするのかどうか。撤去をするとすれば、どのくらいの経費がかかるのか。

それから、もう一つ、何とか撤去をしないで、現在のまま、築後10何年か過ぎていますが、全然傷んでおりませんよね。耐震設計で調査したか知りませんが、とにかく、今の彼らの仕事では有効活用ができると思います。何とか、向こうへ新たにできたのではありますが、これをできたら壊さずに……。壊せば金がかかるんですから、何億と、おそらく。そういうことじゃなくて、何とか有効活用をしていただけないかという問題もあるんですが、この点について、またご説明ができればよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） まず最初に、ただいま工事をしております木崎稲木線トンネルに絡んでの道路整備で、保健センターにつきましては、ただいまあります総合福祉会館をつくる段階におきまして、あれを取り壊すをやむなしという結論のもとに進めてきておるところでございます。今の予定としましては、平成21年には取り壊しをし、道路整備に供出するということになるわけでございます。

それから、もう1点……。

〔私語あり〕

議長（高木将君） 結構です。続けてください。

市長（大久保太一君） 先ほど、電鉄線の廃線に絡んだその前後で、駅前の整備計画について、大変、情報が時間的にもシリーズになっていないようなお話がありまして、念のため申し上げますが、議員お手元にお持ちの平成14年の整備計画につきましては、電鉄線がまだ廃線になる前の、JR線と電鉄線の駅舎をどうするとか、そういうことを含めた大きな計画でありまして、公費で73億円を計画の事業となっていたはずであります。

その後、電鉄線の廃線に伴いましてその整備計画を見直したのは、行政としては当然のことでありまして、その見直しを図った結果として、ただいまご提示を申し上げている整備計画とした

ところであります。

なお、突然振ってわいたようなという表現もございましたが、突然ではありません。その前に、何案かの整備計画について、地元にもお示しをいたしまして、その中から地元の皆さんと協議をした上で決定をし、今日に至っているということを申し添えます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 先ほどの死傷事故率の関連で、死傷事故件数が何件かというご質問かと思えますけれども、これにつきましては、単年度では誤差が生じる可能性がありますので、平成14年から平成17の平均、すなわち11件を4で割った数値、つまり2.75件、これを代表数値として使っております。

それから、20年度の事業の内訳についてでございますけれども、先ほど申しましたように、撤去につきましてはペDESTリアンデッキの撤去を、それから暫定の駅前整備を、それから補償につきましては、先ほど申しました道路の民有地の用地取得、それからJRの用地取得に要する補償費、それと、調査設計に要する委託費並びにJRに負担する負担金、以上でございます。

議長（高木将君） 午後3時30分まで休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時30分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番小林英機君の発言を許します。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 一般質問させていただきます。

市街化調整区域と区域指定制度について。

第1、都市計画区域における市街化区域、市街化調整区域について、それぞれ面積、人口はどのくらいなのかお尋ねします。市街化区域と市街化調整区域の面積の割合と人口割合も、あわせてお願いいたします。

第2、区域指定制度について。平成12年5月に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律が交付され、市街化調整区域における開発行為の基準として、茨城県が条例で区域を定め、建築物の用途を制限して開発許可等を行うようになりました。この区域内であれば、集落の出身などの要件を問うことなく、住宅等一定の建築物が建てられることとなります。

常陸太田市は、県の人口予測では、大子町に次いで減少する地区とされております。若者定住人口増加対策が必要であります。区域指定制度の採用は市でできるものであります。区域指定制度についてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

次に、行財政改革について、陸太田市行政改革大綱平成19年度実施計画に基づいて質問をいたします。年度計画は、4月1日から翌年の3月31日までと思いますので、現時点の進捗状況についてご答弁を願います。

第1, 推進体制について。常陸太田市の推進体制はどのような推進体制なのか, お尋ねをいたします。

第2, 進行管理について。

第1点は, 進行を管理する機関はどこなのかであります。

2点目は, 取り組み項目を完全に実施するためには, P D C A マネジメントサイクルを確立することが必要だと思いましたが, この確立についてどのようにお考えなのか, お尋ねをいたします。

3点目は, 進行管理は, 実施計画や推進状況及び達成状況を市民がわかりやすく判断できるよう公表すべきものと考えますが, その公表はどうなっているのかお尋ねをいたします。

4点目, 市民の意見の聴取について。取り組み状況に合わせ, 市民の意見を取り入れるための方策を講じることが必要であると思いますが, その方策についてお尋ねをいたします。

5点目, 市民の声や取り組み状況の改善状況などを考慮しながら, 必要に応じては計画内容を見直すべきものもあると思いますが, 計画の内容の見直しについてお伺いをいたします。

第3, 指定管理者の管理運営の指導について。平成19年度実施計画では, 指定管理者について適切な指導を行うとあります。そこで, 各指定管理者につきまして, 行った管理運営の指導の内容についてお尋ねをいたします。

第4, P F I 手法の導入指針の策定について。P F I とは, 民間資金を活用した社会資本整備をいいます。年度計画では手引書を作成するとありますが, 手引書作成の進捗状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

第5, 第3セクターの見直しについて。常陸太田市公益事業団, 株式会社水府振興公社, 財団法人里美ふるさと振興公社, 有限会社バイオリサイクルセンターについては, 公の施設の管理運営の一層の削減を推進するため, 管理運営の指導をするとあります。この一層の管理運営の削減を推進するための指導の内容及び成果についてお尋ねをいたします。

第6, 大学との連携等に係る協定の締結について。平成19年度計画では, 大学との情報交換, 連携事業調査とありますが, 情報交換をした大学はどこなのか, また, 連携事業はどういった事業なのか, お尋ねをいたします。

第7, 市民力人材バンクの創設について。年度計画では「人材バンクの創設」とありますが, その進捗状況についてお尋ねをいたします。

第8, 組織機構の簡素合理化について。

第1点は, 行政経営会議の設置について。行政経営会議の設置の有無, 内容について, また経営目標設定の進捗状況についてお尋ねをいたします。

2点目は, 決裁規定の見直しについてであります。計画では, 「現在の組織機構や事務分担において, より簡素化, 迅速化が図れるように必要に応じ専決権限の見直しを行う」とありますが, 決裁規定の改正は行われたのか。行われたとすれば, その内容についてお尋ねをいたします。

第9, 定員管理の適正化について。数値目標は平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間で, 760人を679人に減員することになっており, 平成19年度の計画では16名を減員となっております。その成果について, 退職者と新規採用者に分けて説明をお願いいた

します。また、現在の職員数と人口1,000人当たりの職員数は何名か、お尋ねをいたします。

第10、人材養成基本方針の策定について。平成18年度作成するとありますが、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

11、公正の確保と透明性について。年度計画である要綱が制定されておりますので、要綱に基づいて質問をいたします。

第1は、常陸太田市パブリック・コメント手続に関する要綱について質問をいたします。

1点目は、パブリックコメント手続について、条例という法形式を採用しないで、要綱による対応をした理由は何なのかであります。この制度が自治体にとって重要な行政決定をするに当たっての手続である点や、市民にコメント権を与えているのにかんがみれば、条例によることが当然の対応であると考えられます。条例によらないで、要綱で対応した理由をお尋ねいたします。

2点目は、要綱を制定するに当たって、市民の意見をどの程度聞いたかであります。パブリックコメント手続について、要綱第1条は、市民等の市政への積極的な参加の促進と、市の基本的な施策等の策定過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、もって市民等と行政の協働による開かれた市政の推進に資することを目的としております。要するに、このパブリックコメント手続は、市民と行政の協働による開かれた市政の推進のための手続であります。条例を制定する市のスケジュールを見ますと、まず、市民と市職員からなる検討委員会を設置し、次に条例の骨子案を作成し、その次に市民に意見を聴取、聞きまして、議案を提出、条例制定、施行となっております。そこで、市民の意見の聴取について、有無と程度についてお伺いをいたします。

第3点は、第3条のパブリックコメント手続の対象についてお尋ねをいたします。第3条第1項は「市の基本的な施策を定める計画、個別行政分野における基本方針等の策定又は改定」とありますが、具体的にどのような計画や基本方針がこれを指すのかお尋ねをいたします。

第4点は、第4条の公表時期等についてお尋ねをいたします。本条は、市民等からの資料の追加を求められた場合の規定がありませんが、どのようにするのかお尋ねをいたします。

次に、出前講座の実施についてお尋ねをいたします。成果として実施要綱が制定されておりますので、常陸太田市まちづくり出前講座実施要綱について質問をいたします。

第8条は、市長に開催を承認しない決定権と取り消し権を規定しております。その中の第3号は、「専ら行政批判又は苦情、要望等を目的としているとき」と規定してあります。これは、申し込みの段階から開催までの規定であります。私は、申し込みから開催までに「専ら行政批判」とか、「苦情、要望等を目的としている」と、そういうのは極めてまれだと思います。第3号の該当事例が顕在化するのには、講師が講義を終了し、質疑応答に入ってからだと思います。市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする本条例の目的からして、本規定を置くことの妥当性について質問をいたします。

2点目は、施行実績について。出前講座実施要綱は、平成19年7月1日から施行されております。その施行実績についてお伺いをいたします。

第12、経費の節減合理化について。

1点目は、未利用地の処分について。年度計画では、土地11筆の売却と貸付地について積極

的に処分するとあります。処分した物件の件数，面積，金額，そして3年間で何%処分できたのかお尋ねをいたします。また，平成20年度の予算では，何筆，どのくらいの金額が計上されているのか，お尋ねいたします。

2点目は，物件費の見直しについてであります。3事業，3,601万円の縮減目標は達成できたかどうか，何%の削減になるのかお尋ねをいたします。

3点目は，新行政評価システムの導入についてであります。新行政評価システムの要綱，評価委員の検討，評価の実施等について，進捗状況についてお尋ねをいたします。

第13の補助金等の整理統合につきましては，同僚議員が質問しましたので省略をいたします。

第14，公共工事コスト縮減について。

1点目は，平成19年度の公共工事コスト縮減は何%か，そしてその金額は幾らかお尋ねをいたします。

2点目は，請負金額が幾ら以上の工事を対象としたのかお尋ねをいたします。

3点目は，3年間で10%という数値目標の進捗状況についてお尋ねをいたします。

第15，窓口等における行政サービスの向上について。

1点目は，窓口の時間外開庁についてであります。平成19年6月から12月まで，午後5時15分から午後7時30分まで，毎週水曜日，試行実施してきたと思いますが，その内容についてお伺いをいたします。

2点目は，近隣市である那珂市，ひたちなか市，日立市の窓口の時間外開庁はどうなっているのかお尋ねをいたします。

3点目は，窓口証明の統合化についてであります。協議・検討した結果，平成20年度から市民課，税務課証明は統合されるのかどうかお尋ねをいたします。

以上で，1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 都市計画区域と区域指定制度についてお答え申し上げます。

初めに，都市計画区域の現状についてでございます。面積でございます。都市計画区域全体の面積は約5,800ヘクタールとなっており，このうち市街化調整区域の面積は5,227ヘクタールと全体の約91%。同様に，市街化区域は573ヘクタール，約9%となっております。

次に，人口でございます。17年度末時点におけます都市計画区域全体の人口は3万5,430人余となっており，このうち市街化調整区域内は1万8,890人と全体の約53%，同様に，市街化区域は1万6,540人余，約47%となっております。

次に，区域指定制度の導入についてでございます。区域指定制度は，市街化調整区域において，50戸以上の建築物が連担し，車道の幅員が5.5メートル以上の幹線道路が配置された既存集落のうち，生活道路や排水などの都市基盤が一定水準以上整備されている区域を指定した上，開発許可等を認める制度となっております。

指定する際の地区の選定に当たりましては，その公平性の確保に課題がありますことから，現

在のところが指定を見合わせておるところでございますが、市といたしては、集落内の都市基盤の整備状況を見きわめながら、今後、必要に応じ、区域指定について検討してまいりたいと存じます。

次に、公共工事コスト縮減についてでございます。

平成19年度に実施いたしました工事のコスト縮減の実績値につきましては、これから集計並びに取りまとめを行ってまいるところでございますものの、常陸太田市公共工事コスト縮減行動計画に定める平成17年から3カ年間の縮減率10%に対するこれまでの実績は、平成17年度5.4%、平成18年度2.6%の合計8%となっております。見通しといたしましては、目標が達成できる水準にあるものと存じます。なお、対象工事は、50万円以上の全工事となっております。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 行財政改革についての中の総務部関連について、順次お答え申し上げます。

まず、行政改革実施計画の推進体制、それから進行管理についてでございますけれども、行政改革実施計画は、各担当課における施策・事業の抽出とヒアリングを行いまして、庁内の課長クラスで構成します行政改革推進本部幹事会、市民からの委員15名で構成しております行政改革懇談会、市長を本部長としております行政改革推進本部会議での審議を経て作成し、全庁的な推進を図っているところでございます。

計画、事業の推進に当たりましては、平成19年度から数値目標や期限設定等を行い、進行管理がしやすいよう改善いたしました。また、中間状況につきましては、平成19年度より設置いたしました行政経営会議において、年度途中の達成状況の評価を行っております。19年度の実績等については、20年になりましてからすべての事業の評価を行うということになってございます。

市民の皆様からの意見聴取の方策としまして、毎年度、先ほど申しました行政改革懇談会を開催しまして、内容について意見や提言等をいただいているところでございます。

市民への公表といたしましては、実施計画策定時に広報紙やホームページに掲載し、周知いたしております。

また、計画内容の変更・見直しにつきましては、毎年度、ローリングにより計画の見直しを行っており、各課における精査・検証と、幹事会、懇談会、本部会における協議検討を加え、必要な修正・変更等を行いまして、推進を図っております。

次に、指定管理者の管理運営の指導についてでございます。

指定管理者制度につきましては、現在、17の施設において導入しておりまして、毎年度、公の施設の指定管理者選定委員会において、所管課よりその経営状況について報告を受け、経営状況の認識や改善などについて審査を行い、この委員会における意見等を踏まえ、所管課において

それぞれの施設の特色に応じた指導を行っているところでございます。

この選定委員会の事務局が総務課ということもございますので、私のほうから、その概要をご答弁申し上げます。

まず、市営斎場、里美斎場、これらにつきましては、平成19年度において指定管理料合計166万6,000円の減額を図るとともに、業務の内容上、苦情がないよう、夜間等における受け付け業務の体制づくり、トイレ等の清掃の徹底、地域で異なります集骨作法などの指導を行っております。

西山の里観光施設については、平成19年度において、職員1名を削減し、さらに、人件費、施設管理費の一層の縮減を図るとともに、催し物の充実について指導しております。

西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷、物産センターこめ工房については、接客マナー、サービス精神の向上を図るよう指導し、西金砂湯けむりの郷においては、5名以上の団体利用者のバス送迎サービスを開始したところでございます。

水府竜神観光施設、水府ふるさとセンター、水府竜神ふるさと村、水府観光物産館、水府竜の里公園につきましては、サービスの向上、経費の効率化を図るため、人件費、諸経費の削減を指導し、20年度において、指定管理料合計217万円を減額しております。

里美カントリー牧場、里美温泉保養センター、総合交流ターミナルにつきましては、効率的な管理運営を図るため、経営改善計画の策定を指導し、平成20年度の指定管理料について200万円の減額をしてございます。

森林バイオマスリサイクルセンターについては、これも、経営改善計画の策定に合わせ、コスト削減と自立運営を指導し、人件費等の削減をし、平成20年度において指定管理料29万円を減額しております。温水プールについては、19年度において指定管理料73万6,000円の減額を図るとともに、毎月1回、月例打ち合わせ会を開催し、入場者数が減少しないよう、自主事業の拡充について指導しております。

最後に、総合福祉会館につきましては、衛生面や利用者の安全確保について日常的に指導を行っており、20年度については指定管理料110万2,000円の減額をしております。

次に、PFI手法の導入指針の策定についてでございます。

導入指針としてのガイドラインにつきましては、現在、PFIを導入している他市の事例を調査研究し、本市における導入体制についてどのような形が考えられるのかなど、本市に合った内容とするため、検討をしているところでございます。

次に、組織機構の簡素合理化についての中の、決裁規定の見直しについてでございます。

決裁規定の見直しにつきましては、組織機構の簡素合理化に合わせ、意思決定過程において簡素化並びに迅速化が図られるよう、専決権限の見直しを行うものとしております。平成19年4月に実施いたしました機構改革においては、支所を廃止し、そこに配置しておりました所属課を、本庁の所管部に配置したことに伴いまして、決裁規定の見直しを行っております。その内容といたしましては、支所所属課から支所長の決裁を経て本庁の所管部・課へ回付された決裁の流れを、所属課から本庁の所管部・課への直接決裁へと変更したものでございます。

議長(高木将君) 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

総務部長(川又善行君) 続きまして、定員管理の適正化についてでございます。

現在の定員管理適正化計画につきましては、平成17年度から平成21年度までの5年間で、議員ご発言のとおり81名、10.7%人員を削減しまして、平成22年4月1日現在で679人にするものでございます。平成19年度は、退職予定者等が33名、新規採用職員は9名を予定していることから、平成20年4月1日現在では、前年度に比較し24人の減、706人となる見込みでございます。平成17年4月1日を基点としました19年度削減目標値5.7%減を大きく上回ります7.1%の減となる予定でございます。

次に、人口1,000人当たりの職員数につきましては、平成19年4月1日現在で、本市の場合11.90人でございます。県内における類似団体のうち、消防業務を本市と同様に市単独で行っている団体の平均は10.71人でございます。

地方公共団体の職員の適正な人数につきましては、その団体の人口、面積、産業構造、合併の有無、所管する事務事業の内容、例えば消防やごみ、し尿の業務を市単独で実施しているのか、一部事務組合等の広域で実施しているのかなど、さまざまな要因により大きく異なるために、一律に比較できる公式な指標は示されていない状況でございます。

次に、人材育成基本方針の策定についてでございます。

人材育成基本方針策定の進捗状況につきましては、職員資質の向上を図るための行動指針としまして、現在、見直しを行い、原案を策定しているところでございます。本指針は、人材育成の指針とあわせ、今後導入が予定されております新人事評価システム構築の指針ともなるものでございますので、平成20年度には検討委員会、ワーキンググループ等を組織しまして、さらなる検討調整を加えていく予定であります。

次に、経費の節減合理化についてでございます。

この中で、未利用地の処分について、まずお答え申し上げます。未利用地の処分につきましては、17年度の目標は9件、2,253平米、5,312万5,000円です。これに対しまして売り払いしたものは7件、927平米、1,340万9,000円で、達成率は、面積で41.2%、金額で25.2%となっております。

なお、面積、金額等については、小数点以下、あるいは1,000円未満については端数処理をして答えさせていただきたいと存じます。

18年度の目標は12件、5,759平米、6,842万2,000円でございます。これに対しまして売り払いしたものは14件、1,422平米、1,701万8,000円で、達成率は、面積で24.7%、金額で24.9%となっております。19年度の目標は14件、5,863平米、6,288万7,000円です。これに対しまして、現在までの売り払いは11件、985平米、1,480万8,000円で、達成率は、面積で16.8%、金額で23.5%となっております。

3年間の売り払い合計は32件、3,335平米、4,523万5,000円でございます。達成率は、面積で24%、金額で24.5%となっております。達成率が低い要因としましては、日照、傾斜、形状など、立地条件のよくない佐竹南台の土地が現在でも5件残っているためございま

すけれども、今後も未利用地の売り払いに努めてまいります。

なお、平成20年度では、1,000円の費目計上としております。これにつきましては、残っている土地について、いつ売れるのか未定であるためのものでございます。

それから、物件費の見直しにつきましては、平成19年度行政改革実施計画で3,600万円の削減を目標としまして、事務機器の再リース対応、夜間警備業務の機械警備への変更、例規集のペーパーレス化などに取り組んでおります。これらの実績ということでございますけれども、3,870万円程度の減額となり、目標を達成できるものと考えております。なお、平成19年度の物件費決算総額につきましては、18年度の決算額37億2,450万円に対しまして、約6,000万円、1.5%の削減を見込んでおります。

それから、窓口等における行政サービスの向上についてということで、税務課関係のご質問がございました。税務証明の発行につきましては、本年度4月から、2階税務課内に専用窓口のスペースを確保しまして、各係職員で輪番体制を確立し、日常業務を行いながら、来庁者に対応してきたところでございます。

お尋ねの税務証明の1階窓口での発行についてでございますけれども、市民課職員による税証明の発行を含めて、検討を重ねてきました。この結果、税証明の発行については、固定資産税や市民税等、多くの税法の理解が必要な上、納税相談に及ぶこともあり、市民課職員ではなかなか難しいと判断しまして、先ほどご説明申し上げました税務課の窓口業務を1階に移転することが最良の案としたところでございます。しかし、1階フロアには、窓口の空きスペースがないのが現状でございます。現時点では移転は困難の状況にありますので、今後の組織機構の見直しに伴う配置がえの中で検討してまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 2点目の、行政改革についての第3セクターの見直しについてお答えいたします。

第3セクターの各事業者に対しましては、事業内容、経営状況、公的支援等について点検・評価を行い、経営改善や組織機構の見直しについて指導・監督を行っておりますので、それぞれの事業者への対策についてお答えいたします。

常陸太田市公益事業団には、管理経費の一層の削減を推進するため、運営体制の再編、行政の関与・支援のあり方を見直し、独立企業として運営できるような経営に改善するよう指導しました。株式会社水府振興公社には、経営体制の再編と独立企業として存続できる経営を実現するために、経営改善の指導を行いました。財団法人里美ふるさと振興公社には、効率的な管理運営とコスト縮減を求めました。有限会社バイオマスリサイクルセンターには、効率的な管理運営に当たるよう指導しました。特にコスト削減と自立運営を図るための経営責任者の雇用を促しました。

成果については19年度の決算をもって評価することになりますが、経費の節減等については、指定管理料の減額にもつながっておりますので、おおむねその成果が出ていると考えておるとこ

ろでございます。

以上でございますが、それぞれの事業者に一層のコスト縮減を醸成いただきまして、管理運営コストの縮減とサービスの向上を求め、経営改善に努力してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 行財政改革についてのご質問の中で、政策企画部関係のご質問にお答えをいたします。

初めに、大学との連携等に係る協定の締結についてであります。現在、具体的には常磐大学との連携協定に向けて協議を進めているところでございます。連携の内容としましては、まちづくり、産業の振興、自然環境など、行政の範囲を包括する内容について調整を行っております。大学からは、まちづくり事業等への教員、学生の参画、行政部門別研究会の実施などにつきまして、市のほうからは、大学への講師派遣等について検討しているところでございます。

次に、組織機構の簡素合理化についての中で、行政経営会議についてお答えをいたします。

行政経営会議につきましては、各部課における課題等につきまして協議検討を行い、全庁的に認識を1つにして、情報の共有化を図りながら行政運営を行うことを目的としまして、これまでの連絡会議を発展させまして行政経営会議としたところでございます。この会議につきましては、本庁と支所が同じ認識に立って事務事業を進めていく必要がありますことから、市長以下の庁議メンバー、それから支所からそれぞれ代表の課長1名を加えまして、18名で構成をしまして、原則毎週金曜日の午前8時40分から9時半までの50分ということで実施をしております。

この経営目標についてであります。第5次総合計画の実現を目指すという前提の中で、大きく事務事業の遂行に関する事、それから、行政力改革に関する事という2つに分けて、各課単位で目標を立て、それを部としてスローガンと目標にまとめる形で、経営目標ということで定めております。この経営目標につきましては、その達成度などにつきましてそれぞれが評価を行い、事務事業を進めていくこととしております。

次に、公正の確保と透明性についての中で、パブリックコメントの手段であります。この手段を要綱で定めた理由でございますが、これは、パブリックコメントの手段としまして、行政内部の手順を定めたものでありますことから、要綱として定めてまいりました。

市民の意見を取り入れたかというご質問でございますが、この要綱につきましては、ただいま申し上げましたように内部の手順を定めたものでありますので、パブリックコメントを実施している他の市を参考としながら制定をしておりますので、市民の意見をお聞きしないで制定しております。

次に、第3条第1項の市の基本的な施策を定める計画、それから、個別行政分野における施策等の基本方針等について、どういったものが該当するかというお尋ねでございますが、計画につきましては、市の基本的な施策を定める計画としましては、総合計画の基本構想や基本計画が挙げられます。また、個別行政分野における施策の基本方針としましては、地域防災計画や男女共

同参画プラン等が該当するものと考えております。

それと、パブリックコメント案件の公表後に市民から資料の追加を求められた場合のご質問でございますが。パブリックコメントを実施するに当たりましては、案件の内容を市民が理解しやすくするために必要な附属書類をあわせて公表することとしておりますので、そのようなことがないように十分配慮してまいりたいと考えております。しかしながら、そのような場合には、必要な範囲の中で対処するよう、要綱を運用してまいりたいというように考えております。

次に、公平性の確保の中の2つ目の、まちづくり出前講座についてお答えをいたします。

第8条の開催の制限であります。これにつきましては、申し込みがあったものをすべて実施するというのではなく、特定の団体などの利害を目的としたものや、専ら行政の批判、苦情、要望を目的とする場合などに限っては、市が開催の承認をしないこと、あるいは承認した後もこれを取り消すことができると定めたものでございます。これらにつきましては、申込書に団体名、集会名、あるいは目的等を記載していただくこととしておりますので、それらから判断をすることとしております。しかし、これまでにこの規定を適用した例はございません。

次に、7月からの開催の状況であります。ことしの2月末までで45回開催をしております。これにご参加いただいた市民は、延べ1,476人となっております。

次に、経費の節減合理化についての中で、行政評価システムについてのご質問にお答えをいたします。

行政評価システムにつきましては、総合計画実施計画の策定時におきまして、PDCAにより計画のローリングを行えるよう、システムの変更・構築をまいったところでございます。システムの内容でございますが、事業ごとに事業コストを数値化しますとともに、従来の事業実施量の指標のほかに、事業の効果や成果に関する指標についても評価を行うこととしてまいりました。この評価システムにつきましては、実施計画策定時にシステムとして組み込んでおりますので、改めて要綱という形では定めてはおりません。本年度につきましては、主要な事業についてのみこれらのシステムを適用したところでございますが、来年度以降、対象事業を拡大して、PDCAの徹底を図ってまいりたいというように考えております。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 市民生活部関係のご質問にお答えいたします。

最初に、行財政改革の中の市民力人材バンクについてのご質問にお答えいたします。

現在、地域協働の推進と市民参画による行政運営を進めているところであり、その1つに、市民の自主的活動の育成・支援のための市民力人材バンクの創設がございます。この人材バンクは、さまざまな分野における市民の力の発掘育成と活用の統括バンクとして、地域の人材の情報の共有化と有効活用を図るため創設するものであり、今年度は、各公民館長や町会長からの情報提供をいただくとともに、さまざまな人材や活動団体、ボランティア、NPO団体などの活動状況の把握をいたしているところであります。

平成20年度につきましては、引き続き情報収集を行うとともに、登録者の活動場所の検討等

を行いながら、ホームページや広報紙等による人材バンクへの登録募集等を行ってまいりたいと考えております。さらに、新年度事業であります団塊世代コミュニティ事業の活用による地域デビュー講座を開設し、退職者世代の市民人材バンクについてもあわせて推進をしてまいりたいと考えております。

次に、窓口における行政サービスの向上についてのご質問にお答えいたします。

窓口時間外開庁につきましては、昼間、仕事等により来庁できない方々への市民サービスの向上を図るため、平成19年6月から、毎週水曜日午後5時15分から午後7時30分まで、6課1室で開始をいたしました。利用状況は12月までの7カ月間で、市民課272人で489件、保険年金課183人で200件、高齢福祉課35人で35件、社会福祉課15人で16件、子ども福祉課69人で80件、出納室193人で423件、税務課を含めまして、合計861人の来庁者があり、1,358件の利用がありました。

次に、近隣市の状況でございますが、日立市では土曜日・日曜日午前9時から午後5時まで、ひたちなか市は日曜日午前8時30分から5時15分まで、那珂市は毎週木曜日午後5時15分から7時30分まで窓口時間外開庁をしている状況でございます。

以上です。

議長（高木将君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） ご答弁ありがとうございました。第2回目の質問を行います。

市街化調整区域と区域指定制度について。グリーンツーリズムも人口増加策の1つですが、これは、定年退職した団塊の世代を主な対象としております。市街化区域を購入することが困難な若者は、子供の教育や買い物などの利便性、通勤の利便性などから、都市計画区域内より市街化調整区域に土地を求めたいのが通常であります。区域指定制度は、若者定住策として非常に有利なものであります。真剣に、区域指定制度の検討を要望としてお願いをいたします。

ちなみに、平成19年現時点までに市街化調整区域に着工された住宅件数は何軒なのかお尋ねをいたします。

次に、行財政改革について。推進体制について、答弁がよくわかりませんでしたけれども、常陸太田市の推進体制は、市長を本部長とする推進対策本部を設置して、進行管理を推進本部が行うと。そして、行政改革懇談会で市民の意見を聞くと、こういうことかと思えます。推進体制のポイントは、機動力のある推進体制を目指すものでなければならないことでもあります。そのためには、推進部会を設置したり、必要な都度、プロジェクトチームやワーキンググループ等、組織を超えた検討組織を設置する必要があると思えますが、この点どのようにお考えかお尋ねをいたします。

第2、進行管理について。1点目は、進捗状況等の公表についてお尋ねをいたします。時系列で考えますと、2月か3月に実施計画を策定し、4月1日から計画が実施され、9月に進捗状況を調査し、4月には集計され、4月下旬から5月には達成状況がわかるものと思えます。年度実施計画の公表と前年度の実績公表について、常陸太田市の市報では、8月号で平成18年度の実

績と平成19年度以降の計画を公表しております。実施計画と実績は分けて公表すべきで、しかも、計画は4月1日から実施されますので、実施計画は4月1日から遠くない期間に公表すべきものと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

2点目として、広報の記載事項の順序について質問をいたします。「広報ひたちおおた」では、改革の実施計画と実績の公表を12ページに記載されております。これに対して日立市の広報は、4月5日号で実施計画、7月20日号で成果の公表を、いずれも1ページに記載されております。広報事項の記載の順序は、市民に知らせる重要性に応じてされなければならないと思います。1ページと12ページでは、行政改革の市民に知らせる熱に温度差が感じられるようでありますが、ご所見をお願いいたします。

次に、行政改革懇談会についてお伺いをいたします。この団体の性格、メンバー、それから開催された日数、目的等についてお伺いをいたします。

第3として、PFI手法の導入についてお伺いをいたします。会派である新生会は、鹿児島県指宿市のPFI方式による道の駅整備について政務調査実施をしましてまいりました。これは、市民や地域からの要望があり、市は、地域交流施設を市の総合振興計画の中に盛り込み、最も地域振興に寄与するものとの考えから、PFIの導入を推進したものであります。指宿市は、PFI事業のメリットとして、一度に多額の財政負担が発生しないこと、2番目に事業費の削減を実現できたこと、3つ目として多くの民間の創意工夫やノウハウを取り込むことができたことを挙げております。日本政策投資銀行南九州支店は、事業規模の小さな案件でもPFIは可能であり、しかも、財政支出の大幅な低減を図り得たことは、県内の自治体に多くの力を与えたと、高く評価をしております。

常陸太田市は、県内でも財政力指数が極めて低く、また、経常収支比率も93.9%と高く、財政が硬直化していて、自由に使えるお金が非常に少ないのであります。こういう状況下では、PFIは非常に魅力があります。できるだけ早く手引書を作成し、検討を要望いたします。

次に、市の職員が国土交通省主催の研修会やPFIセミナー等に参加していると思いますので、制度の内容、現状、課題等についてお尋ねをいたします。

第4、パブリックコメント手続についてお尋ねをいたします。

第1点は、市民が資料の追加を求めた場合の対応についてであります。要綱に規定がなければ、市民は権利として請求できないわけであり、また、行政も追加提出の義務を負わないわけであり、要綱を改正して規定を入れるべきではないかとお尋ねをいたします。

2番目として、実施機関として、常陸太田市の実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び消防長となっております。他市の条例を見ると、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例は、市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会となっております。また、平成17年に制定された四日市市のパブリックコメント手続条例は、市長その他の執行機関となっております。実施機関について検討してもよいのではないかと思います、ご所見をお願いいたします。

3番目として、対象についてお伺いいたします。「市の基本的な施策を定める計画、個別行政分

野における施策の基本方針等の策定又は改定」の中、この行政改革大綱の策定や年度実施計画の策定は入るのかどうか、市長のご所見をお願いいたします。

4番目として、マニュアル化について。自治体基本条例の枠組みのもとに、パブリックコメント手続条例を位置づけるのが最近の傾向であります。パブリックコメント手続の対象は、第3条の規定するところですが、抽象的で市民には非常にわかりづらいと思います。具体的に何が対象になるのか、ある程度マニュアル化をして、市民に知らせることが必要ではないかと思います。パブリックコメント手続を通じて提供されるのは、意思形成過程情報であります。情報公開条例による請求では、非開示とされる可能性があることから、市民や事業者にとっては限界がありますが、パブリックコメント制度の持つ意味は少なくないのではありません。マニュアル化についてのご所見をお願いいたします。

次に、定員適正化管理計画ですけれども、合併最大の効果は、議員の削減と職員の削減でございます。問題は、定員の適正規模はどのくらいなのか、先ほどの答弁でありましたように、今、方程式がないということですが、私も新生会が行政視察に行きました埼玉県志木市では、人口6万7,000人、それで支所が2つあります。定員515名を適正規模として、575人から減員することになっております。人口1,000人当たりの職員の数は6.9人となっております。また、指定管理者制度がどんどんふえていけば、それだけ職員を必要としなくなるわけです。したがって、679人というのは見直しが必要ではないかと思うんですけれども、その点についてご答弁をお願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 平成19年度に市街化調整区域内で新築された家屋、増改築も含めまして、全部で89軒となっております。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 行政改革の推進関係で、再度のご質問にお答え申し上げます。

まず、推進体制でございます。この推進につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、市長を本部長とする行政改革の推進、それから、市の組織としましては、課長で構成します幹事会、こういうもので推進しているところでございます。議員ご質問の中に、推進部会あるいはワーキンググループの設置、組織を超えた進行体制というご質問でございましたけれども、こうした幹事会、さらには必要によりワーキンググループ、あるいは企画委員等で組織をしております会議などによりまして、推進を図っているところでございます。

それから、進行管理の公表時期が遅いのではないかとご質問がございました。これにつきましては、新年度になってから、この改革大綱と実施計画というものを新しい組織の中で作成しております関係上、今までは6月に作成をしてございました。この時期等につきましては、もう少し早めるのかどうか等も含めまして、十分検討させていただきたいと思っております。

それから、公表の仕方でございます。この公表に当たりましては、今後とも市民の皆様にか

りやすい内容とするよう、工夫改善していく考えでございます。この広報の手段としましては、広報紙やホームページに掲載しまして、周知をいたす考えでございます。

それから、住民懇談会でございます。住民懇談会につきましては、市民の各階層からなります15名の方で組織をしてございます。この目的につきましては、行政改革の内容、それから実績、評価等につきまして、ご意見等をいただくとともに、ご提言をいただいているところでございます。先ほどお答え申し上げましたように、あくまでも本部あるいは幹事会等内部の職員だけでこの行政改革の大綱、あるいは実施計画を作成しているものではない。住民15名の方々より貴重なご意見・ご提言をいただきながら作成しているという状況でございます。

それから、PFIの導入についてでございます。これらにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、現在、そのシステムづくりとガイドラインの作成について検討をしているところでございます。PFIにつきましては、設計段階から民間事業者の資本とノウハウを活用するものでございますので、長期的視点に立ちまして、本市に合った内容とするため、現在、検討しているところでございます。まだ素案の段階でございますけれども、こうした取り組みの中には、PFIの概要、常陸太田市におけるPFI導入方針と実施体制、それから、導入手順、作業内容と留意事項等を策定する予定としてございます。

それから、最後に定員管理適正化計画についてでございます。平成21年度末までに679人とする定員管理適正化計画が現在策定されております。この終了後、今までの実績等を勘案しまして、22年度からさらなる5カ年計画の定員管理適正化計画を策定していく考えであります。

以上でございます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） パブリックコメントに関するご質問にお答えをいたします。

1つ目の、案件公表後の市民からの資料の追加提出であります。要綱を改正してはということですが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、案件の内容を市民が理解するために必要な附属資料をあわせて公表することとしておりますので、ここをしっかりと運用していくこととしたいと考えております。

次に、実施機関であります。水道事業管理者につきましては、市長が水道事業管理者を務めておりますので、この実施機関の中に含まれております。また、審査機関であります公平委員会等は、審査機関ということで、今回除いております。

それから、第3条のパブリックコメントの対象についてであります。内部の事務手順を定めたものであるということで、内部に対しましてはマニュアル的なものを提示して進めております。また、この中で、行政改革大綱につきましては個別行政分野における施策の基本方針の中に含まれるということで、整理をしてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 第3回の質問をいたします。

第1点は、地方公共団体の財政健全化に関する法律が制定されました。制定趣旨は、第2の夕張を出さないために制定されたものであります。決算に基づく指標の公表は、平成何年度の決算から対象となるのか、施行時期を含めて、その内容についてお伺いをいたします。

次に、行政改革は、市長、そして議長を含む市議会議員の多くの人が、選挙において行政改革をマニフェストとして掲げておりました。また、2月19日付の茨城新聞は、常陸太田市のまちづくりと行政改革に取り組む茨城町を大きく取り上げております。茨城町は、水戸市の合併を白紙に戻し、財政力指数0.56と厳しい財政状況の中で、単独の道を歩むため、経費削減策を次々と打ち出し、目標管理制度を一般職員にも拡大し、高い評価を受けております。これに対し常陸太田市は、行革といった、本来市がやらなければならないことを手抜きにしていたのでは、市民の協力は得られないと、やや厳しい見方をされております。

現在、議員の中には、議員の定数削減を含む議会改革特別委員会の設置の声があります。これは、議会改革以外の行財政改革は一般質問などでしなさいということであるかと思いますが、一般質問はあくまで個人の質問に過ぎず、議会の考えとは見られません。もし特別委員会をつくるときは、議会改革等も含めた行財政特別委員会を設置し、議会から提言をすることが、市民の理解を得られるのではないのでしょうか。行政改革は、市民や市議会からの意見を取り入れながら進めるのが、さらなる行政改革になるものと考えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長(川又善行君) 財政健全化に関する法律の適用年度についてお答えを申し上げます。この法律につきましては、平成20年度の決算から適用されることとなっております。

以上です。

議長（高木将君） 次、3番鈴木二郎君の発言を許します。

〔3番 鈴木二郎君登壇〕

3番（鈴木二郎君） 3番鈴木二郎でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

最初に、自主防災組織の運営についてお伺いいたします。

地球温暖化や異常気象により、グローバル的にも、日本においても新潟地震と、大きな地震や洪水が頻発し、大きな災害を引き起こしております。このような災害はいつどこで発生してもおかしくない状況でございます。大規模な洪水や地震、土砂崩れ等の災害が発生した際に大切なことは、被災所の初期対応、すなわち初動体制であり、市や消防等が対応する前の、いわゆる初期空白時間をいかに埋めるか、その緊急対応体制が非常に重要でございます。

この初期対応で期待されるのが、住民に最も身近な存在の自主防災組織であります。この組織がしっかりと結成され、有機的に機能し、みずから動き、対応する体制づくりが必要と考えられます。しかしながら、防災組織の温度差もあって、その活動内容はさまざまな状況であり、組織

はあるが形だけで、市民への徹底が不十分、さらには、組織体制がない地区もあると聞いております。

そこで、この自主防災の結成体制、運用状況について、3点ほどお伺いいたします。

まず、第1点目は、市内全体として自主防災組織の結成状況はどのようになっているのか。すなわち組織率についてお伺いいたします。また、自主防災組織に対する補助金はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

2点目は、いざというとき、すなわち初期対応時にその機能を発揮し、行動できるような体制になっているのか。すなわち、定期的実践に即した訓練や機器機材の点検、組織役割分担の明示と組織内への周知徹底、さらに、防災意識の高揚と、緊急時に円滑な行動がとれる状況になっているのか、お伺いいたします。

3点目につきましては、災害時要援護者の整備と情報共有化でございますが、これは、先ほど深谷渉議員の質問に対する答弁によりおおむね理解いたしました。

しかしながら、現在作成中の要援護者のリスト作成状況によりますと、希望者の手上げ方式でまとめ、現在、登録者は19名ということで、非常に低調にあるように思われます。登録と開示は個人情報保護法の関係もあり、非常に難しい点があると考えますが、使用目的を明確にするとともに、本人の命を守る上で非常に大事なものであるとの理解をいただく等によりまして、登録者の拡大を図ることが重要と考えますが、この対応施策についてどのように考えるか、お伺いいたします。

次に、大きな2項目目の質問といたしまして、峰山中学校の校舎改築についてお伺いいたします。

常陸太田市第5次総合計画における教育施設の整備充実に基づき、今年度から峰山中学校の校舎改築が計画されております。これからの学校のあり方は、魅力ある学校づくりとして、一人ひとりを活かすきめ細かな教育の推進、社会の変化や新しい課題に適切に対応する教育の推進、そして、学校・家庭・地域が一体となった教育の推進などが求められているところでございます。

このような中であって、建設当時、市内の初めてのコンクリートづくりの最新の校舎を建設していただいた峰山中学校校舎も築47年を経過し、老朽化が著しく、地震面からも、今回改築していただくことは教育施設の環境確保を図る上で大変喜ばしいことであります。

この校舎の改築に当たりましては、最新の設備、教育方針に沿って、いろいろと検討されておるものと思っておりますけれども、3点ほどお伺いいたします。

第1点目は、生徒も地域の皆さんも、早期完成を望まれておりますけれども、校舎の規模、推進状況と完成予定はどのようになっているのか、また予算規模はどのくらいになるのかお伺いいたします。

第2点目は、どのような設計方針で建設を進めているのかお伺いいたしたいと思っております。すなわち、建築構造概要、太陽光などの自然エネルギー活用エコ対応状況、将来の生徒数変動に対する教室・設備の施策、IT情報教育、地域のカルチャーセンターとしての特色ある学校づくりの施設機能、さらには、ぬくもりのある木材の活用と地産品の採用計画についてお伺いいたしま

す。

第3点目は、災害時、地域の安全避難場所として、また地域の文化交流の場としての機能も必要であることから、地域住民を初め、関係者の意見の反映も重要と考えますが、どのように進めているのかお尋ねいたします。

大きな3項目目の質問といたしまして、地域の公共施設機関の統合廃止についてお伺いいたします。

厚生労働省が2008年に計画しているハローワーク、すなわち公共職業安定所の再編計画では、全国の出張所や分室17カ所を廃止し、16カ所の職業安定所を出張所に降格するとの発表があり、常陸太田出張所が平成20年4月1日付にて廃止となり、常陸大宮公共職業安定所に編入されると聞いております。ハローワークの廃止統合につきましては、雇用環境の厳しい状況にあって、また、地元企業の少ない地域の求職者にとりまして、職探しがますます厳しくなることが予想されます。さらに、まちの元気喪失にもつながるものと考えられ、その影響は大きいものがあります。

そこで、このハローワークの廃止につきまして、2点ほどお伺いをいたします。

まず第1点目は、廃止に至る経緯と現状と今後の予定について、どのようになっているのかをお伺いいたします。

第2点目は、廃止となった場合、非常にその影響は大きいものであり、影響についてどう考えているのか、また対応施策についてお伺いいたします。

なお、駐在所の廃止統合につきましては、先ほどの益子議員の質問と重複しますので、質問を省略いたしますが、要望としまして、先ほど答弁いただきましたように、駐在所は地域の安全安心、子供の安全を図る上からも、その役割は非常に大きいものがございます。ぜひとも現状維持での実現に向けて、鋭意交渉いただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 自主防災組織の運営についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、市としての自主防災組織の結成状況についてでございます。自主防災組織につきましては、平成10年度から常陸太田地区において、水害が想定されます久慈川や里川流域の町内を中心に結成してまいりました。この自主防災組織は、平成18年度までに常陸太田地区の31町会で結成され、本年度は常陸太田地区以外では初めて、金砂郷地区の金砂地区4町会で組織結成をいたしました。

議長（高木将君） 答弁中です。お静かに願います。

総務部長（川又善行君） これによりまして、本市では、35の町会で自主防災組織が結成され、町会ベースの結成率は28.2%となっております。なお、組織結成に当たっては、県の補助金を財源の一部としまして、町会の世帯数に応じ、50万円から90万円の補助金を交付している状況でございます。

次に、非常時の初動機能発揮対応体制についてお答えを申し上げます。

自主防災組織においては、いざというときの備えとしまして、各地区を単位に合同防災訓練実行委員会を組織しまして、毎年1回、防災訓練を実施しております。小学校等のグラウンドを会場に、消防本部、消防団の協力のもと、避難ルートの確認や避難誘導訓練、消火訓練、地震体験、救急救命訓練等を実施しております。この訓練にあわせまして、防災訓練で使用する防災資機材を初め、自主防災組織で購入しました防災用資機材の点検や、組織内部における情報班、避難誘導班、給食給水班等の役割分担の確認もあわせて行っているところでございます。今後も、防災訓練を継続的に実施することによりまして、緊急時に円滑な対応ができるように、自主防災組織との連携を図ってまいります。

次に、要援護者の登録者の拡大についてでございます。

この要援護者の登録につきましては、先ほど深谷議員にお答えしましたように、現在、随時登録申請を受け付けております。今後、説明会や、定期的に広報紙への掲載、ホームページなどにより登録申請の周知を行ってまいります。また、先ほど深谷議員にお答えしましたチラシを作成してございますので、これらの活用もあわせて図ってまいりたいと考えてございます。

さらに、福祉事務所の窓口で障害者手帳を交付等の際に申請の呼びかけを行うこと、あるいは、障害者関係団体への呼びかけを行うことなどもあわせて考えながら、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長(小林啓徳君) 峰山中学校の校舎改築についての3点のご質問にお答えをいたします。

1点目ですが、校舎改築の進行状況と完成予定についてでございますけれども、峰山中学校につきましては、昭和34年に校舎が建築され、築後47年を経過しており、校舎全体の老朽化も著しいことから、平成18年度に校舎の体力度調査を行いました。この結果、構造上早急に建てかえが必要であると判定されたことにより、新たに改築を進めるものでございます。

平成19年度におきましては、校舎設計業者について、プロポーザル審査により業者を選定し、現在、校舎改築のための基本設計を進めており、また、基本設計の基礎資料として、測量調査、あるいは地質調査を実施してきております。

規模でございますが、普通学級9学級対応ということで考えております。したがって、校舎面積約4,700平米、予算規模約10億円を考えております。平成20年度に実施設計を行い、平成21年度、22年度の2カ年の校舎建設工事を行い、平成23年3月の完成を予定しております。

続きまして、2点目の、基本的設計の方針のご質問についてお答えをいたします。

自然エネルギー活用等エコ対応状況でございますが、自然エネルギーとしての日照、採光、通風、換気などの確保や、エコマテリアルと言われているペットボトルや再生木、ガラスを利用した建材の利用など、自然エネルギーの積極的な利用と省エネ型設備システムを取り入れてまいり

ます。

次に、情報教育等特色ある学校づくりについての対応施策でございますけれども、生徒たちの共有学習、交流スペースとしての図書室、総合学習スペース並びにコンピューター室によって構成される情報の拠点としての学習センターエリア、学年単位によるまとまりのある学習エリアなど、生徒の多様な活動の場というものを確保してまいります。また、普通教室へのコンピューター情報端末設置など、情報化対応への学習環境も考えてまいります。

次に、将来の生徒数変動に対する施策でございますが、将来の生徒数減少を見込み、教室等校舎全体の規模が過大にならないように考慮していくものでございます。

次に、学校・家庭・地域が一体となって教育の中心としての施設機能でございますが、新校舎につきましては、オープンスペースの活用など、多様途利用に向けた活用機能を考えております。

次に、ぬくもりのある木材の活用と地産品の活用計画でございますけれども、学校建築資材として木材の温かみは必要であると考えておりますので、建築費用面なども考慮しながら、できるだけ地元産の木材等、地元産材を使用することを検討しております。

続きまして、3点目でございますが、住民、父兄、関係者の意見、要望の反映はどのように進めているのかということでございますが、学校におきましては、PTA役員等との意見交換を行うことなどにより、改築計画を進めておるところでございます。今後につきましては、地域の方との校舎建築に係る意見交換、あるいは生徒の意見も取り入れていきたいと考えておりますので、意見を聞く機会を検討してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 3つ目の、地域公共施設機関の統廃合についての中、ハローワークの再編についてお答えいたします。

再編の背景といたしましては、全国の労働局を対象に、平成18年度から22年度の5年間に、738人の定員削減が閣議決定され、茨城労働局では、平成18年度からの2年間で5人の削減があり、今後、22年度までにさらに人員の削減が見込まれるために、県内14カ所のハローワークを維持することが困難になっているとのことです。

このことから、茨城労働局としても、行政サービス水準維持のため、集約化・合理化を徹底せざるを得なくなったので、利用度や隣接のハローワークとの位置関係を考慮し、利用者の利便性を最小限に抑えられる常陸太田出張所が再編の対象となったものです。

昨年の10月中旬に茨城労働局長が来庁し、ハローワークの統廃合の計画を伝えられましたが、求人等の窓口が近くにあることは企業誘致の有利な条件の1つであること、若者定住を推進している中ではまちのイメージや活性化を妨げる要因になること、ましてや雇用保険の受給者にとりましては、手続の窓口が遠距離になるなど負担が増加することから、即座に市としては承諾できない旨を伝えたところです。

その後、申し入れや要望を行ってききましたが、廃止が正式に決定しましたので、求職者の利便性を確保するためにも、職業相談や求職受理及び職業紹介を行う地域職業相談室の設置について、

協議を進めているところでございます。国においては、地域職業相談室は新年度の予算の中で設置することになりますので、その間は大変ご不便をおかけすることになりますが、早い時期に相談室が設置できますよう努めてまいりたいと考えております。

ちなみに、昨年の県内の廃止に当たっての事例ということでございますが、4月1日に廃止されまして、7月から10月、この時期に相談室を立ち上げたというような事例がございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 3番鈴木二郎君。

〔3番 鈴木二郎君登壇〕

3番（鈴木二郎君） ただいまご答弁ありがとうございました。第2回目の質問を行います。

最初に、自主防災組織の運営についてでございますけれども、1点目の、自主防災組織の結成状況につきましては理解いたしました。要望としまして、組織体制の確立につきましては、早期に、可能な限り100%に向けて鋭意取り組まれますよう、お願い申し上げます。

2点目の、初期行動体制についてであります。やはり組織によってその取り組みに対する温度差があるように感じられます。訓練や点検をよくやっているところ、あるいはまたそうでないところがあるように思われます。やはり大事なものは、防災意識の高揚を図るため、組織の事例発表や状況報告等組織への周知徹底、協力依頼が必要でありまして、組織への研修会などを通して、日常活動の強化と温度差の改善を図る必要があると思います。

先ほど説明ありましたように、統一した訓練、こういうのをやっておるということでございますが、年に1回の訓練ではやはり少ないんじゃないかなと考えます。日常の活動の強化、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

3点目の、災害時の要援護者の登録・開示につきましては理解をいたしました。

次に、2番目の、峰山中学校の校舎につきましては、特徴として、普通教室でも情報端末設置や学習センター、多用途目的設置を予定しているということで、理解をいたしました。

2回目の1点目の質問としまして、現在の校舎が、普通教室と職員室が別棟で、両室間の動線が長くなって不効率であったものの改善、また、教科や習熟度別学習に対応した教室の配置や多目的室、これは先ほどの中で回答がありました、あるいはまた、生徒指導室の配置も必要ではないかと考えますが、この点について何か考えがありましたらお伺いいたします。

2点目といたしまして、現在、建設中の行方市玉造中では、将来の生徒数の変動に対応して、普通教室の1つを可動間仕切りとしまして、オープンスペース等として多目的に利用するような教室を、フレキシブルにしているとのことでございます。また、環境教育とエネルギー維持費の削減を図るため、太陽光発電設備を計画しているということでございますが、このような最新の施設の導入について検討することも重要と考えますが、この点についてのご所見をお伺いいたします。

最後に、地域の公共施設機関の統廃合につきましてお伺いいたします。

1点目といたしまして、ハローワークの今後の対応としまして、相談室を新たに設置し、進めていくということでございますけれども、現在の常陸太田出張所では、所長初め職員5人で職業

紹介、雇用保険、失業保険の各業務を行っており、新たな相談室は、人員規模、あるいは業務範囲、部屋のスペースの広さ等において縮小となると考えられますが、十分な対応が可能なのか、また、サービスの質の低下にならないのか心配されますが、この点についてどのようになるのかお伺いをいたします。

また、2点目としまして、市内に設置されていたハローワークは常陸大宮へ統合、駐在所の先ほどの統廃合、そして保健所の廃止、さらには今後、税務署等も対象になってくるのではと心配されます。このように、常陸太田市から各種の公共施設・機関がなくなることは、非常に憂慮すべきでございます。第5次総合計画にもありますように、安全安心なまちづくり、そして、まちの元気づくり、企業誘致にとっても大きなマイナスの影響を与えることが心配されますが、この点についての考えと対応について、ご所見をいただきたいと思っております。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 自主防災組織の日常活動の強化についてご質問がございました。自主防災組織につきましては、地区の町会長さんを初め、多くの方々に組織をされております。組織の中核でございます町会長さん方と、この訓練の回数等については協議していくことといたしますけれども、強制的に二、三回というようなことは難しい状況かなと受けとめております。

以上でございます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 教育関連の再度のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、校舎のづくり等についてのご質問がございました。現在については、峰山中学校、職員室等と教室等が分かれておるわけでございますが、今度のほうについては、教室と職員室等が近接するということでの予定をしております。

それから、生徒の多様な活動ができるようにということで、図書室、コンピューター室、あるいは総合学習スペースのような学習エリア的なものが確保されることになっておりますし、また、教室も、従来の箱型のものということから、オープンスペース的な、必要によっては隣のオープンスペース的なところについても柔軟に活用できるような考えでおるところでございます。

それから、太陽光発電の採用はということでございますが、この件についてでございますが、エコ対応といたしましては、太陽光発電は大変魅力のあるものでございます。先ほど行方市の玉造中につきましては、教育委員会の職員についても既に視察をしてきておるところでございますが、学校の規模は10学級ですからほぼ同じであるわけですが、防衛省の補助も受けて、総工費16億円という、かなりの金額が違うところでございます。

本市におきましては、統合中学校がそれぞれ築後既に40年を超えており、あるいは耐震補強もしていかなければならない、いろいろな財政事情が厳しい状況の中でそのようなことを考えておるものですから、今回は、太陽光発電については考えていないところでございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 相談室の設置に当たりましたの内容等でございますが、予定されます相談所につきましては、安定所のほうから2名、市として1名、3名が従事する予定というようなことでございます。業務の内容としましては、求職者に対する職業相談、求職受理及び職業紹介、それと、求職情報自己検索機の活用による求人情報の提供と、労働市場の状況に関する必要な情報の提供が行われます。また、求職企業のための就職面接会の開催、地元自治体との定期的な運営協議会の開催、その他ということでございますが、雇用保険受給者に対しましては、2回目以降につきましては、失業給付を希望するハローワークで受給することが可能であるというようなことございまして、どうしても1回目は大宮のほうに足を運んでいただかなければならないというようなこともございまして、サービスの低下がないとは言えないような状況となると考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 公共機関の統廃合のご質問の中で、廃止等についての市の考え方についてお答えを申し上げます。

市としましては、当然ではありますが、市内に存する国・県の機関につきましては、地域の活性化等の観点から、できる限り存続させてまいりたいと考えております。今回も、申し入れや要望など存続のための努力をしてみましたが、国の定員削減等の全国的な再編の中で統廃合をされることになりました。いかんともしがたい面がございました。

しかしながら、このような場合でありましても、今回のように地域職業相談室の設置など、極力廃止の影響が少なくなるように努力をまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 3番鈴木二郎君。

〔3番 鈴木二郎君登壇〕

3番（鈴木二郎君） ただいまは2回目のご答弁ありがとうございました。

最後にご要望を申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

先ほどの自主防災につきましては、町会長さんが長になって進めているということでございますが、守谷市では、地域の防災力を高めようと、地域の関係者でネットワーク体制をとって、意識の高揚とか互助精神を養って、災害に備えているということでございます。こういうこともぜひ参考に、さらに検討していただきたいなと思っております。

それから、峰中の校舎建設につきましては、先ほどもありましたように、できるだけ多く意見を反映させながら、ぜひ進めていただきたいと思っております。

公共機関統廃合につきましては、これ以上太田市から公共機関をなくすことのないよう、今後とも鋭意取り組んでいただきたいと考えております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高木将君） 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5 時 2 3 分散会